

## 平成18年12月6日（水曜日）

### 出席議員（20名）

|     |        |    |     |       |    |
|-----|--------|----|-----|-------|----|
| 1番  | 笹川 広美  | 議員 | 11番 | 上見 健一 | 議員 |
| 2番  | 諏訪 良一  | 議員 | 12番 | 宮本 空伸 | 議員 |
| 3番  | 堀江 健爾  | 議員 | 13番 | 若狭 明彦 | 議員 |
| 4番  | 宮下 為幸  | 議員 | 14番 | 岩井 礼二 | 議員 |
| 5番  | 平岡 志朗  | 議員 | 15番 | 西村 秀博 | 議員 |
| 6番  | 亀野 富二夫 | 議員 | 16番 | 坂井 幸雄 | 議員 |
| 7番  | 甲部 昭夫  | 議員 | 17番 | 小坂 博康 | 議員 |
| 8番  | 藤本 一義  | 議員 | 18番 | 田中 治夫 | 議員 |
| 9番  | 古玉 栄治  | 議員 | 19番 | 作間 七郎 | 議員 |
| 10番 | 武田 純一  | 議員 | 20番 | 杉本 平治 | 議員 |

### 説明のため出席した者

|         |       |        |        |
|---------|-------|--------|--------|
| 町 長     | 杉本 栄蔵 | 土木建設課長 | 澤井 昭範  |
| 助 役     | 小山 茂則 | 農林課長   | 表 辰祐   |
| 教 育 長   | 池島 憲雄 | 商工観光課長 | 坂井 信男  |
| 参事兼総務課長 | 苗山 雅幸 | 上下水道課長 | 澤 賢造   |
| 参事兼監理課長 | 藤井 博昭 | 福祉課長   | 金岩 進   |
| 参事兼住民課長 | 林 富士雄 | 会計課長   | 小山 三雄  |
| 企 画 課 長 | 大村 義一 | 教育文化課長 | 後藤 和雄  |
| 税 務 課 長 | 永源 勝  | 生涯学習課長 | 吉田 外喜夫 |

職務のため出席した事務局職員

事務局長 服部 顕了 書記 加賀 忠夫

議事日程（第1号）

平成18年12月6日 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の一括上程 議案第73号～議案第81号、請願第4号、請願第5号  
（提案理由説明）

午前10時00分 開会

#### 開会・開議

議長（若狭明彦君） ただいまの出席議員は20名です。議員定数の半数に達しております。

ただいまから平成18年第9回中能登町議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定による本会議に出席する者を別紙の説明員職氏名一覧表としてお手元に配付しましたので、ご了承願います。

なお、小山助役、小林保健環境課長は会検のため遅参、欠席いたします。

これより本日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（若狭明彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、15番 西村秀博君、16番 坂井幸雄君を指名いたします。

#### 会期の決定

議長（若狭明彦君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの10日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月15日までの10日間とすることに決定いたしました。

#### 議案の一括上程

議長（若狭明彦君） 日程第3 議案の一括上程

議案第73号 中能登町不妊治療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第74号 平成18年度中能登町一般会計補正予算

議案第75号 平成18年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第76号 平成18年度中能登町下水道事業特別会計補正予算

議案第77号 平成18年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第78号 平成18年度中能登町水道事業会計補正予算

議案第79号 七尾鹿島広域圏事務組合規約の変更について

議案第80号 石川県後期高齢者医療広域連合の設立について

議案第81号 中能登町総合計画基本構想について

請願第4号 道路整備促進に関する請願書

請願第5号 トンネルじん肺根絶を国に対して求める請願書

以上、議案9件、請願2件を一括議題といたします。

町長から議案についての提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） おはようございます。

提案理由の説明をさせていただきます。

本日ここに、平成18年第9回中能登町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに何かとご多用の中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会に提案いたしました議案の審議をお願いするに当たり、所信の一端を申し上げます。

中能登町も年が明ければいよいよ新町が発足してから3年目を迎えることとなり、町行政も着実に軌道に乗りつつあるのではないかと考えております。ことしは、新町で初めて

の総合防災訓練の実施や主要事業であるケーブルテレビ事業の着手、そして本年2回目の町イベントである「織姫 夏ものがたり」を開催させていただきました。いずれの事業におきましても、町民の皆様方や議員各位の多大なるご協力をいただき、深く感謝を申し上げます。

さて、これから私どもは平成19年度予算編成に当たるわけではありますが、先般、政府の閣議決定を受けた国の平成19年度予算編成の基本方針によりますと、改革の加速と深化により歳出改革の強化と社会保障費や公共投資の見直し、地方の自己規律による財政健全化が求められており、平成19年度も今年度を増して国からの交付税等が大幅に削減されることが見込まれます。

その一方で、地方分権改革の推進と地域経済の活性化を推進し、魅力ある地方に生まれ変わるよう自由に独自の施策を展開するやる気のある地方に対しての施策や、再チャレンジを支援するための施策が推進されようとしており、今後ますます地方自治体の創造と成長が求められています。

そのため、中能登町の将来をしっかりと見据えた計画が必要なことから、このほど中能登町総合計画を策定させていただきました。この計画は、中能登町総合計画審議会の皆様方に調査、審議をお願いし、先般、答申をいただいたものであります。

まず、計画の期間として平成18年度から平成27年度の10年間とし、「ふるさと ふれあい 心を育む 中能登町」を基本理念として、「にぎわいと活力あるまちづくり」「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」「地域の風土を活かしたまちづくり」「強い絆を育むまちづくり」「学びを支えるまちづくり」の5つの将来像によりまちづくりを推進していくことを掲げました。

今後とも町民の皆様方が安心して健やかで生きがいを感じ、楽しく暮らせる地域環境づ

くりと、夢と希望を持って安心して働ける就業の場づくりを推進していくこととしております。

今後は、この将来像に向けて予算編成並びに事業の執行を進めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、今回提案いたしました議案につきまして、順次その概要をご説明申し上げます。

まず、議案第73号 中能登町不妊治療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてであります。この条例は、助成対象者の住所に関する要件の見直しにより所要の改正を行うものです。

次に、議案第74号 平成18年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,549万2,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ123億4,088万3,000円とするものであります。また、第2表地方債補正につきましては、事業費の増額による必要限度額を計上いたしました。

次に、議案第75号 平成18年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,362万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億8,544万6,000円とするものであります。

次に、議案第76号 平成18年度中能登町下水道事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ156万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億4,187万9,000円とするものであります。

次に、議案第77号 平成18年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億8,584万円とするものでありま

す。

次に、議案第78号 平成18年度中能登町水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出でそれぞれ637万2,000円を追加し、収入支出それぞれ3億9,334万7,000円、また、資本的支出では4万円追加し、4億5,383万8,000円とし、企業債限度額の組み替えを行うものであります。

次に、議案第79号 七尾鹿島広域圏事務組合規約の変更についてであります。この規約の変更は、障害者自立支援法の施行及び地方自治法の改正に伴う所要の改正を行うものであります。また、下水道汚泥の処理に関する事務を七尾市に移管する改正もあわせて行っております。

次に、議案第80号 石川県後期高齢者医療広域連合の設立についてであります。この広域連合は、国の医療制度改革により、独立した高齢者医療制度として、平成20年4月より75歳以上の方を対象として現行の老人保健制度にかえて新たな医療制度としての制度が創設されるものであり、都道府県の区域ごとにすべての市町村が加入する広域連合を設立するものであります。

最後に、議案第81号 中能登町総合計画基本構想についてであります。冒頭に説明申し上げましたが、現在、合併時に作成した中能登町まちづくり計画を踏まえまして、中能登町総合計画基本構想を策定したものであります。

以上、本日提出いたしました議案各件につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては慎重なるご審議をいただき、適切なるご承認とご裁可を賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

ありがとうございました。

議長（若狭明彦君） 町長の提案理由の説明が終わりました。

散 会

議長（若狭明彦君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

あす7日午前10時から本会議を開きます。

この後、議員協議会を開きますので、議員控室にお集まりください。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時15分 散会

## 平成18年12月7日（木曜日）

### 出席議員（20名）

|     |        |    |     |       |    |
|-----|--------|----|-----|-------|----|
| 1番  | 笹川 広美  | 議員 | 11番 | 上見 健一 | 議員 |
| 2番  | 諏訪 良一  | 議員 | 12番 | 宮本 空伸 | 議員 |
| 3番  | 堀江 健爾  | 議員 | 13番 | 若狭 明彦 | 議員 |
| 4番  | 宮下 為幸  | 議員 | 14番 | 岩井 礼二 | 議員 |
| 5番  | 平岡 志朗  | 議員 | 15番 | 西村 秀博 | 議員 |
| 6番  | 亀野 富二夫 | 議員 | 16番 | 坂井 幸雄 | 議員 |
| 7番  | 甲部 昭夫  | 議員 | 17番 | 小坂 博康 | 議員 |
| 8番  | 藤本 一義  | 議員 | 18番 | 田中 治夫 | 議員 |
| 9番  | 古玉 栄治  | 議員 | 19番 | 作間 七郎 | 議員 |
| 10番 | 武田 純一  | 議員 | 20番 | 杉本 平治 | 議員 |

### 説明のため出席した者

|         |       |        |        |
|---------|-------|--------|--------|
| 町 長     | 杉本 栄蔵 | 農林課長   | 表 辰祐   |
| 助 役     | 小山 茂則 | 商工観光課長 | 坂井 信男  |
| 教 育 長   | 池島 憲雄 | 上下水道課長 | 澤 賢造   |
| 参事兼総務課長 | 苗山 雅幸 | 福祉課長   | 金岩 進   |
| 参事兼監理課長 | 藤井 博昭 | 保健環境課長 | 小林 玉樹  |
| 参事兼住民課長 | 林 富士雄 | 会計課長   | 小山 三雄  |
| 企 画 課 長 | 大村 義一 | 教育文化課長 | 後藤 和雄  |
| 税 務 課 長 | 永源 勝  | 生涯学習課長 | 吉田 外喜夫 |
| 土木建設課長  | 澤井 昭範 |        |        |

職務のため出席した事務局職員

事務局 長 服 部 顕 了 書 記 加 賀 忠 夫

議事日程（第2号）

平成18年9月12日 午前10時開議

日程第1 議案質疑  
議案第73号～議案第81号

日程第2 常任委員会付託  
議案第73号～議案第80号、請願第4号、第5号

日程第3 休会決定の件

午前10時00分 開議

開 議

議長（若狭明彦君） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名です。

議員定数の半数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

議案質疑

議長（若狭明彦君） 日程第1 議案質疑  
あらかじめ申し上げておきますが、所属する委員会の所管する議案については、議員申し合わせ事項を守っていただくようお願いいたします。

これより、議案第73号 中能登町不妊治療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 質疑ないものと認めます。

以上で不妊治療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を終結いたします。

次に、議案第74号 平成18年度中能登町一般会計補正予算、歳入歳出全般について質疑を行います。

質疑の方はございませんか。

10番 武田純一君

〔10番（武田純一君）登壇〕

10番（武田純一君） ページ数15ページになります。この中で、保健事業費の方、がん検診の増加分701万6,000円。これの内訳をご報告をお願いしたいと思います。

もう一つ、がん検診精密検査費補助金、説明では1人3,000円の補助だということだったと思います。45万円となりますと150の方が該当するのではなからうかと思えます。これの内訳をご報告お願いいたします。

と申し上げますのも、私が鹿島のときに、この検診のことにしまして項目をふやしております。それがありますので、その結果を知りたいということなので、よろしく願いいたします。

議長（若狭明彦君） 小林保健環境課長

〔保健環境課長（小林玉樹君）登壇〕

保健環境課長（小林玉樹君） 武田議員のご質疑にお答えいたします。

がん検診の増額した内訳でございます。まず胃がん検診でございますが、当初1,350人を見込んでおりましたが、それが1,958人ということで600人余りふえております。これは単価は4,095円ということでございますが。

それから子宮がん検診、集団の方で570人が838人でありました。それから、個別に行いました、それが60人見込んでおりましたが80人でございます。これは単価、集団の方ですと3,465円、個別は6,780円となっております。

それから乳がん検診、マンモグラフィの併用というのが660人が890人、230人ほどふえております。それから視触診、これは見てあるいはさわって調べるわけですけれども、これが90人見込んでいたのが239人でございます。

それから大腸がんにつきましては1,150人が1,868人。

それから肺がん検診、こちらが3,500人見込んでおりましたのが3,965人。

前立腺がん、こちらが300人見込んでおりましたが506人。

検診につきましては以上でございます。

それで、いろんなデータを処理する処理料としまして3,820人見込んでおりましたが、それが5,780人とふえております。

また、休日検診を行いました。これについても別に余分に1日2万1,000円かかるわけですけれども、これが19回見込んでおりました。

たが27回行っておりますので、そちらにつきましてもふえております。

それから、次のご質問のがん検診の精密検査費の助成ということでございます。

確かに単価は3,000円でございますが、これが当初の見込みが200人見ていたのでございます。それが350人にふえる見込みであります。以上、45万円の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。

議長（若狭明彦君） 武田純一君

10番（武田純一君） 今、報告があったんですけれども、少しびっくりしましたのは胃がんの方ですね。これは年々減少しているという中で600人も予定より多かったです。それから、最近ふえたのは、がんの中でも大腸がんだというふうに私は理解をしております。これも大幅にふえている。その辺、何かおわかりになりましたらご報告をお願いしたい。

それと、がん検診の精密検査ですね。これが350人になるというんですけれども、その350人の内訳の方、おわかりになりましたらご報告をお願いいたします。

以上です。

議長（若狭明彦君） 小林保健環境課長

保健環境課長（小林玉樹君） 武田議員のご質問で、胃がん検診と大腸がんですか。確かに600人以上ふえております。これは、うちの町は個人ごとに負担金というものを一切取っておりませんので、すべて無料で行っております。そういったものから、健康意識というか、そういったものに対する考え方が非常に向上してきたのではないかと判断しているわけでございます。特段の理由はございません。皆さんの意識が変わったものだと思っております。

それから、がんの精密検査の方ですけれども、これは各部位ごとのことをおっしゃっていらっしゃると思うんですが、これについては現在、資料をちょっと持っておりませんの

で、後ほどまたお届けしたいと思います。お願いいたします。

以上でございます。

議長（若狭明彦君） ほかに質疑はありますか。

20番 杉本平治君

〔20番（杉本平治君）登壇〕

20番（杉本平治君） それでは、提出議案に対しまして質疑を行いたいと思います。

何点かにわたってお願いをいたします。

まず初めに17ページ。第6款の農林水産費で第2項の林業費でございます。19節の2細目で中能登森林組合補助金88万円、林道倒木処理補助金76万9,000円となっているわけでございます。具体的には、全協の席上で9集落と、それから希望者が15人おられたという報告であります。私もこの林道の倒木処理補助金のときに発言をしております。今、森林の保持対策というのは本当に緊急の課題ではなからうかと考えております。

石川県におきましても、1人500円という森林の環境整備費というか、そういうものを設けたいという意向が出されております。

お聞きしたいのは、中能登町で現在、森林全体の中で間伐も含めて定期的いきちんと保守されている森林というのは、中能登町の森林全体の中で何%ほどになると考えておられるのか。これらについて把握されておられるかどうか、これらについてひとつ報告を求めたいと思います。

それから、戻りまして16ページに同じく農林水産業費で8目の国土調査費、この中に13節で委託料でございますが、地籍測量業務43万3,000円出ているわけでございます。総体的に今、地籍調査というのはどこら辺まで進んでいるのか。なぜにこの地籍調査費が43万円と、下の方に電算取込料の6万6,000円とが減額になっているわけでございますが、これらは地籍調査の業務自体が現状の中で、私としたり、やはり住民の方もお願いしてい

るわけでございます。早く地籍調査を進めてくれという、そういう要望が強いわけでございますから、そういう中でどうしてこれがマイナスになってあらわれてきたのか、現状をひとつ報告を願いたいと思います。

それから、18ページの第8款の土木費でございます。4目の除雪費の19節の2細目で屋根雪落下防止装置設置事業費として100万円打ってあるわけでございます。これの内容というのは、うちの旧の鹿西の中ではありませんでしたので、これらについての該当する箇所というのはどういうところを想定しておられるのか、この点について説明をいただきたいと思います。

以上、3点にわたりましてよろしく願いをいたします。

議長（若狭明彦君） 表農林課長  
〔農林課長（表 辰祐君）登壇〕

農林課長（表 辰祐君） ご質問にお答えをいたします。

当町におきます森林の整備率でございますが、申しわけございませんが何%という、そういったような率までは把握をしておりませんので、また調べてからご報告する機会をいただきたいと思います。

議長（若狭明彦君） 藤井参事兼監理課長  
〔参事兼監理課長（藤井博昭君）登壇〕  
参事兼監理課長（藤井博昭君） 国土調査費の質問でございます。

委託料の減額であります。今年度の予定していた箇所についての入札残を計上させていただきました。

それとまた地籍調査の進捗の方でございますが、合併前の実績では、これは旧の鹿島町、旧の鹿西町でやっておりますが約0.77キロ平米が終わっております。また、17年度につきましては小金森、後山等で調査をいたしました。認証済みにつきましては、小金森の方で610筆で0.11キロ平米、18年度につきましては高島、福田、後山等で調査を進めてお

ります。

そういうことで、町の面積からいいますとごくわずかな面積であります。国の補助金等を受けながら順次調査を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（若狭明彦君） 澤井土木建設課長  
〔土木建設課長（澤井昭範君）登壇〕

土木建設課長（澤井昭範君） 杉本議員の屋根雪落下防止の該当箇所はどのようなところかというご質問でございますけれども、これにつきましては、屋根雪が県道の歩道あるいは町道に落ちた場合におけるところの除雪作業を軽減するというので始めた助成制度でございます。

です。ですので当然、民地、自分の屋敷の中に落ちる雪については該当いたしません。雪どめがわらを施工いたしまして、その補助金の2分の1、限度10万円でございますけれども、それを補助したい。そういうような補助制度でございます。

以上でございます。

議長（若狭明彦君） 杉本平治君

20番（杉本平治君） ただいま説明があったわけでございますが、私はこの森林の問題につきまして、この中能登町に総体的に取り組みを前向きに進めていく気があるのかどうか。県が500円という一つの金額を出して基金をつくる。それが各自治体にどのように配分されるのかわかりませんが、町として現在の中能登町の森林というものはどのようになされているかということ。

特に旧の鹿西の方は治山的に山林が急でございますから、一たん大雨になりますと、やはり人家に危険が伴うという場所が何力所かあるわけでございます。そういう意味におきましても、町としてこの森林の保持について具体的にどう取り組んでいくか、これはこれからの一つのまちづくりの中にも大変重要なことではなからうかと思うんです。

県の方が今、積極的にそういう面で動きつつありますから、町としてもそれらにつきましてもやはりタイアップして行っていく。そういうことが私は大切ではなからうかと思うんです。

先般も決算委員会の現地調査で石動山へ行ってまいりました。道中、車に乗って通るんですけれども、やはり放置されたそういう山林、特に間伐ができていない山林が多くあるんです。そういう中で、これからそういう山林を町としてどのように取り組んでいくのか、大きな課題でなからうかと思うんです。

山林は個人所有と町所有と県所有とあるわけですが、そういう面も大変複雑でございますが、森林の保持がなされなくてはやはりこれからの災害の中でも大きな課題を残すと思うので、そこら辺についてこれからの道筋というか、町としての一つの事業内容を審議していただきたいなど、そう思います。

次に、屋根雪の落下防止100万円でございますが、町道に落ちる屋根の雪を防止するということになるわけでございます。それは当然ですね。個人のところに落ちる雪なら個人がなぶればそれでいいんですけれども、町道に落ちる屋根の雪を防止するという、そういう一つの建前はそれでわかるんですけれども、具体的に今日までそういう設置事業で直された、屋根の雪どめをすることで直された、そういう家というか、そういう方が昨年度何カ所くらいあるのか。そこら辺もひとつ教えていただきたいなど、そう思うんです。

それから地籍調査の件でございますが、これは具体的に進行の中で、今、小金森、後山ということを言われました。引き続き高畠地区が入るということも言われましたが、補助事業ということになされるわけですが、国からの補助事業というシステムは、この地籍調査についてはこれからも、いけば地籍調査は10年かかるか20年かかるかわからん

としたら、ずっとこの補助金というのは獲得される、そういうことになっているのかどうか。そこら辺ひとつお聞きしたいのと、地籍調査する、そういう中におきまして、やはり地域の方々、集落の方々に立ち会いしてもらわねえらん。個人にも立ち会いしてもらわねえらん。そういう中で、これだけ小金森、後山の調査で、日時としたらどれだけかかったのか。そこら辺もちょっとわかりましたら報告願いたいと思うんです。

大変これは大きな、個人的なやはり境界線を確定するわけでございますから、なかなか難しいと思うんです。難しいと思うんですけれども、ほかの町へ行きますと、今、宝達志水町へ行っているんですが、やはりきちんと杭を打ってあるんですね。びっくりしたんです。境界線を。だから、進んでいる町は進んでいるんですね。だからそういう面で、これにつきましても積極的にやはり取り組んでいかななくては私はいけけないのではないかと思うんです。

特に思いますのは、公の道路、いわば町道は町道で町が責任を持っておりますけれども、在所の赤道というか、そういうものについては知っている人がだんだんだんだん少なくなってきている。今の若い地域の集落の責任者に聞いても、そんなもんわからんわいやということになりますと、やはりそういう方々が知っている間に少しでもそういう面の公のものについては早急に調査をしていく必要があるのではないかと思うんですよ。

そこら辺を含めて、再度これに対する考えをいただきたいなど、そう思います。

議長（若狭明彦君） 澤井土木建設課長  
土木建設課長（澤井昭範君） 再質問でございますけれども、昨年度の雪どめの補助金でございますけれども、これにつきましては7件で36万円余りの支出をしております。本年度につきましては、6件の受付を行っております。

それで、補正対応といたしまして10件余りの受付、まだしておりませんが書類を預かっております。

以上でございます。

議長（若狭明彦君） 藤井参事兼監理課長  
参事兼監理課長（藤井博昭君） 地籍調査の再質問であります。補助金のシステムにつきましても、私は今のところこのままいくと思っております。それは何十年かかろうかと思っておりますが、国の施策としてやっておりますので、補助金のシステムは変わらないと思っております。

それと地籍調査の日程であります。まず地籍調査をするときには、事業計画は当然立てますが、その中からまた測量に対しての基準点の設置、調査素図の作成、そこから入っていきます。それができましたら現地の立ち会いに入ります。一番時間のかかるのは、その現地立ち会いであります。お互いに境界のことになりますといろんなことが出てまいります。私どもが調査している中で、皆さんが一步下がった考えであってもらえばもっと早く進むと思っておりますが、なかなか個人の財産でありますので、なかなかその境界が決まらないところが多々出てきております。

それが終わりますと次、測量に入りまして、今時分になりますと調査した地点の閲覧に入っております。それで皆さんの了解を得て初めて認証されると。国の承認を得て認証されるということになりますので、1年がかりの仕事になるかと思っております。

参考ではあります。今現在、今年度やっております福田、高島地区につきましては面積で0.92キロ平米であります。後山につきましては0.1ということで、先ほど言いましたが、わずかな面積であります。積み重ねてやっていかなければしょうがないと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（若狭明彦君） 表農林課長  
農林課長（表 辰祐君） 杉本議員にお答

えいたします。

先ほど当町における森林整備率お尋ねでございましたが、人工林351ヘクタールについて整備をいたしております。全体のまず10%には届いておりません。

それから、当町における林業振興の基本的な考え方等についてお尋ねでございましたけれども、当町では約55%を森林が占めているわけでございますけれども、これらにつきましては、従来から林家の皆様方の木材生産のみならず、水資源の涵養あるいは緑との触れ合いの場、そしてまた地球環境の温暖化防止等々多様な働きというのが期待されているわけでございます。

しかし、その木材を取り巻く生産というのは非常に厳しいというところから、採算性の低下等々によりまして、間伐等の手入れの不足、そしてまた管理がなされずに放置されたままの森林というのが大変ふえてきているというところから、森林の持つ公益的な機能の低下というのが非常に心配されているわけでございます。

そうした中で、町の方針といたしましては、今議会の議案の中にも中能登町基本構想というのがありますけれども、その中にも林業振興の方で記させていただいておりますけれども、やはりこういう現下の厳しい林業情勢ではございますが、やはり主要な事業といたしましては、まず間伐対策を進めていきたい。そしてまた松くい虫の防除事業、保安林の機能の増進事業などを主に取り組んでいきたいと思っております。

そうした中で、中能登地域におきましては鹿北森林組合、七尾市森林組合、越路森林組合、中能登森林組合、そして羽咋森林組合の5つの森林組合が協調されまして、中能登産地材販路拡大研究会という、そういう研究会を組織をされております。その研究会の方で林家の皆様方に間伐を勧めているわけですが、（資料提示）これはパンフレット

でございますが、その表紙に、林家の皆様方に間伐が負担金ゼロでできる、そうしたことをご存じですかというふうな、そういううたい文句で広くPRをされております。

そういうことで、今、農林の方でも別の予算でお願いをいたしておりますが、その増額をお願いしておりますけれども、間伐をされる方につきましては、その作業費の10%補助をしていきたいと、このようにも思っておりますので、また引き続きそういう意欲のある林家の方をまた取り上げていただきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（若狭明彦君） 杉本平治君

20番（杉本平治君） ただいま2人の課長さんから報告がありました。

私は、この森林と、それから地籍調査、大変地味な仕事でありまして、華々しい目に見えた仕事ではないと考えております。だからこそなかなかこれらについて現状の中では進行しない、そういう側面があるかと思うんです。

だから、これはやはり今、農林課長が言われましたように、表課長が言われましたように、避けて通るといふわけにはいかないと思うんです。中能登町の55%を森林が占めている。そのうち10%が今のところいろんな意味で間伐だとか、そういう中で整備されているということでございます。あと90%はそのままにあるということになりますと、やはりこれらにつきましてもひとつ県の方とタイアップをされまして、予算的にもひとつ町長の方にもこういう点の事業振興についても積極的に取り組んでいただきたい。そのように再度お願いをしたいと思っております。

それから地籍調査につきましては、これにつきましても私本当になるべく早く、少しでもそういうことを知っている人がいる間にしなければいかんと思うんです。そういう中におきましても、今の体制というのは何人体制

でやっておられるのかわかりませんが、そういう体制をもう少し大きくして広げていく。少しでも、30年かかるものが20年ほどで済むとか、そういう一つの方法がなされなくては、今のところ後山と、何か小さい集落ばかりやっていて大きい集落は全然手つかんとなってきますと、なかなかこれでは進まんと思うんです。

これも町民にとれば本当に華々しい事業ではありません。大変担当課長もそういう点で大変だと思うんです。わかるんですけれども、ひとつそこら辺につきましてももう少し予算的にも見ていただきまして、早急に少しでも早く地籍調査を進めていく、そういう方向づけをひとつ考えていただきたい。その点を、これは要望いたしまして終わるわけでございます。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 私の方からも一言お答えしたいと思います。

森林に対しましても、私自身も大変大事であるろうと、そう思っております。昨年度、そして今年度と町の町有林といいますか、それらについても皆さん方に認めていただきまして500万円ずつしているわけでございます。

また今、森林を取り巻く環境も大分変わりがまして、このままでは絶対だめだということで、間伐材も今まで林ベニヤが洋材を使っていたものをすべて買って、そしてベニヤをつくるというような環境にもなっております。

そういう中で、なかなか間伐材が言われるだけ出てこないというような現状でありまして、それらについても今、県といたしまして環境税を取って20年間借りて、そして間伐材を林ベニヤへ持っていくというような格好で、いろんな面でやっておりますし、町といたしましても森林に関してはこれからも積極的によくしていきたいと、そう思っております。

す。

また、地籍調査にいたしましても大変大事なことであると思っています。今、19市町あるわけでありませけれども、本当に行っているところは5つか6つぐらいしかありませんし、来年度も2班体制でやることに今19年度、班編成をして県へ予算要望をいたしましたら、これだけの金がないと。わずか一千何百万の金も、県全体の予算を削っておりまして、中能登町も200万円か、はっきり今覚えておりませけれども、300万円少なくしてほしいというような実態であります。

そういう中で、だんだん早くしなければならぬということと同時に、また地味な仕事かどうかわかりませけれども、補助金も少なくなっているということも事実でありますし、また県全体からすれば中能登町は進んでいる状態でありませし、全然手もつけていない市町も幾つかあるように聞いております。

この2つにつきましては積極的にまた進めていきたいと、そう思っております。

議長（若狭明彦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 質疑ないものと認めます。

以上で一般会計補正予算についての質疑を終結いたします。

次に、議案第75号 平成18年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算、歳入歳出全般について質疑を行います。

質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 質疑ないものと認めます。

以上で国民健康保険特別会計補正予算についての質疑を終結いたします。

次に、議案第76号 平成18年度中能登町下水道事業特別会計補正予算、歳入歳出全般について質疑を行います。

質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で下水道事業特別会計補正予算についての質疑を終結いたします。

次に、議案第77号 平成18年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算、歳入歳出全般について質疑を行います。

質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 質疑ないものと認めます。

以上でケーブルテレビ事業特別会計補正予算についての質疑を終結いたします。

次に、議案第78号 平成18年度中能登町水道事業会計補正予算についての質疑を行います。

質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で水道事業会計補正予算についての質疑を終結いたします。

次に、議案第79号 七尾鹿島広域圏事務組合規約の変更についての質疑を行います。

質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で七尾鹿島広域圏事務組合規約の変更についての質疑を終結いたします。

次に、議案第80号 石川県後期高齢者医療広域連合の設立についての質疑を行います。

質疑の方はございませんか。

20番 杉本平治君

〔20番（杉本平治君）登壇〕

20番（杉本平治君） 議案第80号について、ひとつ担当課の方へ私の方から質問させていただきますので、お答えを願いたいと思

います。

1番目に、今、国の指導によりまして県が後期高齢者医療広域連合というのを設立する。来年の4月1日から発足するという事になっているわけでございます。基本的な共通経費については、負担割合というのは明確に示されているわけでございますが、お聞きしたいのは、これによる保険料の負担というのはどれくらいを予定されているのか。

実務的なものは各市町村に任せられるということでございますが、予想される金額というのは、県の方の今発足するという医療広域連合の中で審議されて決められると思うんです。今知っている金額が出されておりましたら、報告を求めたいと思うんです。

先般、新聞等ではそういうことについて報道されておりました。具体的なものについては、新聞報道でございますので差し控えますが、担当課の方でどういう点まで把握されているのか、予定される負担額というものを説明願いたい。医療費の保険料の負担額というものを説明願いたいと思うんです。

次に2番目として、現在、中能登町の老人医療費の負担割合、1人当たりの負担額は県内の自治体の中でどれくらいを占めているのか。県平均を真ん中にしますと、中能登町の老人医療費の1人当たりの負担額、お医者さんにかかった金額でございますね。それはどのくらいの位置を占めているのか、その現状をひとつ報告を求めたいと思います。

まず、この2点についてよろしくお願いをいたします。

議長（若狭明彦君） 小林保健環境課長

〔保健環境課長（小林玉樹君）登壇〕

保健環境課長（小林玉樹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず1つ目が、後期高齢者医療制度の保険料が幾らぐらいになるかということでしたけれども、現在まだその連合会すらできておりません。それで、賦課については保険料を決

めること、それから賦課については連合会ができてから決められると思います。市や町の仕事は徴収だけになります。それも特徴になると思いますので、憶測ですけれども年金の中から幾ばくかのお金をいただくことになろうかとは思っております。金額については全く決まっておりません。また決まりましたらご報告いたします。

2つ目の老人保健の医療費の負担額といいますが、医療費がどれほどかかっているかということで、県内では私、ここにはっきりとした資料を持っておりませんので正確なことは申し上げられませんが、県内では中ほどだったと思っております。

以上でございます。

議長（若狭明彦君） 杉本平治君

20番（杉本平治君） 再質問をさせていただきます。

ただいま担当課長の方から答弁をいただきました。保険料については具体的なものは決まっていない、広域連合が発足した以降に審議されて出てくるであろうという、そういう答弁でございます。それは私も実質的なものはそのようになろうかと考えておりますが、先般の新聞等によりますと、1人当たり月6,000円、年にしますと7万2,000円ほどになるのではないかと。そういうことが出ておりました。

その上に問題なのは、年金から保険料が天引きされるということでございます。今、介護保険が年金から天引きされまして、大きな町民の中で不満が出てきております。年金というのは常にお年寄りにとりましては楽しみの一つ、生活の糧になっているわけですが、介護保険が値上がりした。その値上がりした介護保険を年金から天引きされる。そして今、課長が言われましたように高齢者の医療費の負担も年金から天引きされるということになりますと、やはり大きな、年金で生活している人にとれば大変なものを感じる

と私は思うんです。

そこら辺につきましても、国の中では年金の中でやるという、そういう制度を法律で決めようとしているわけでございます。そういう一つのものが各自治体にも議案として出ているわけでございますが、私はそこら辺につきましても慎重に審議していく必要があるのではないかと思います。

それから、現在の中能登町の老人医療費の1人当たりの負担額は県内の自治体の中で真ん中ほどにしているであろうという、そういう課長の答弁でございました。

県が発行した「グラフで見る石川の国保と介護」という、これは平成17年度版でございますが、それによりますと、中能登町は年間の1人当たりの老人医療費が64万7,000円。一番安いのは志賀町、次が珠洲市、輪島市、下の方から4番目に中能登町が位置しているわけでございます。石川県の平均は79万8,000円ですから約80万円、中能登町は65万ほどでございます。

また、退職被保険者等の医療費は、中能登町は県内の自治体の中で最下位でございます。石川県の平均が37万2,000円でございますが、中能登町は30万円でございます。石川県の自治体の中で最下位の医療費でございます。

ただ、一般被保険者ということになりますと中能登町は上の方に占めているわけでございます。石川県の平均が21万8,000円、中能登町は24万3,000円ということになります。

私は、トータルいたしましても中能登町の医療費というのは大変安い金額を占めていると思うんです。そういう中でお聞きしたいのは、医療費が安いということになりますと、当然、中能登町の保険税というのも安くなっていると思うんです。これは当たり前でございますね。医療費が安いということになれば保険料も安くしてもいいわけです。旧の鹿島町におきましては、県内におきましても本当

に安い保険料で経営していたわけでございます。運営していたわけでございます。

そういうことを考えますと、現在の石川県の保険料の位置はどこら辺に中能登町がしているのか。先ほど医療費のことを聞きましたが、中能登町の保険料というのはどこら辺に位置しているのか。石川県の平均から見れば安いのかどうなのか。これを再度お聞きしたいと思うんです。

これは、町長にもひとつこれからの一つの町の中での方針として運営していただきたいと思うんですが、今日まで中能登町は早期発見、早期治療ということで保険料の負担を少しでも安く抑えるという、そういう政策を私はとってきたと思うんです。これは自慢できる一つの中能登町の政策だと思うんです。

これが高齢者医療で広域化されることになりますと、このような中能登町独自の医療費を少しでも安くし、そして保険料もそれにつれて安くするという、そういう努力というのは広域連合になった場合どうなるのかということなんです。石川県全体として金額を決める。努力している町と、しない町ということは言えませんが、努力している町はそこら辺はどうなってくるのか。ここら辺についても担当課長の方からひとつその点について知っておられれば答弁をお願いしたいと、そう思うんです。

議長（若狭明彦君） 小林保健環境課長  
保健環境課長（小林玉樹君） 杉本議員の再質問にお答えいたします。

先ほど細かい数字を教えていただきましてありがとうございました。

それで、国保税の税額が県内でどれぐらいにランクするかということでございますけれども、たしかそれも下から2番目か3番目だったと思っております。たしか川北ぐらいしか上にいなかったのではないかと考えております。

それで、後期高齢者の制度における当町の

人たちの保険料というものがどうなるかということだったかと思うんですが、これについては先ほども申しましたが、まだ連合会自身できておりませんし、その中でどういうふうな話がなされるのか。現在、その準備会ということではいろいろ準備をして、私たちも出席したりして話しておりますけれども、細かい税額あるいは保険料についての話というのは出たことはございません。

でございますので、今どのような答弁を申し上げてよいか適当な言葉がございませんので、以上でございます。

議長（若狭明彦君） 杉本平治君

20番（杉本平治君） ただいま担当課長から答弁をいただきました。保険料についても今後審議の中で決められてくるであろうという、そういうことでございます。

そうしますと、この広域連合会の設立というものは私は大変重大だと思うんです。町長が必ず入ることになっているわけでございます。議会も当然設立されて、当町からも議員が出るわけでございます。今まで身近に老人保健、国保の問題を論議していた町の議会の中で、それが石川県の方で一括して決めて議会で可決して保険料も決められてくるということになりますと、本当に地域の住民の声というのは届くのかどうかということを私は懸念するわけでございます。

今後、高齢者がふえてくるということ、これは間違いないと思うんです。そうなりますと、これらの保険料というのは、中能登町の議会の中で論議できない中で、一方的に広域連合の中で決められたものを中能登町の住民が年金から天引きされて徴収されるということ。そこら辺について、私はこの広域連合の設立というのは本当に住民の声を考えた中で設立なのかどうかということ疑問に思います。

またもう1点、これにつきまして今、小林課長は、中能登町の保険料というのは最下位

に近いであろうという、そういうものは言われました。そうなりますと、保険料が安いということは、当然、担当課を初め町が今日まで医療費の高騰を抑えてきた、努力をしてきた。早期治療、早期発見をしてきた。そういう努力があつて初めて医療費が安くなり、つれて保険料も安くなった。

広域連合になりますと、そういう努力した町と漫然としている町と、広域連合の中に保険料でどうそれを考えていくのか。これが私はこれからの課題ではないかと思うんです。この点については、議会の方はまだどなたが出るということは決まっておりますからこれは言われたいんですけれども、執行部の方は町長が出るのは間違いありません。ひとつ広域連合の執行部の中に入られましたら、中能登町が今まで努力してきた、そういう努力というものをやはり認めてもらう広域連合の保険料というものを強力に主張していただきたい。それが私は今まで一生懸命に課長を初め職員の方も議会もそういう面で論議してきたんですから、これは町長にぜひともそういう面について声を強くして、高くして力説してほしい。また、議員としてどなたが出られるかわかりませんが、選出された議員についてもその点については主張してほしい。

私は、報われる、そういう一つの広域連合であつてほしいと思うんです。私はそういう点を強く要望して、終わりたいと思います。

議長（若狭明彦君） 小林保健環境課長

保健環境課長（小林玉樹君） 全協でそこまでお話しすればよかったのかどうかわかりませんが、今、杉本議員おっしゃった中で、町長が必ず広域連合の方へ出るというお話でしたけれども、決してそうとは限っておりません。

これは3月の定例会においてお願いしなければならぬのですけれども、町長あるいは町議会議員の皆様の中からどなたかお1人出ていただくということでございます。各市町

ともそういう形になっております。

以上でございます。

議長（若狭明彦君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で石川県後期高齢者医療広域連合の設立についての質疑を終結いたします。

ここで休憩をとります。

午前11時08分 休憩

午前11時20分 再開

議長（若狭明彦君） 再開します。

議案第81号 中能登町総合計画基本構想についての質疑を行います。

質疑の方ございませんか。

20番 杉本平治君

〔20番（杉本平治君）登壇〕

20番（杉本平治君） 議員の方々から大変不満の声が出ておりますので、簡単にやらせていただきます。

総合計画、私も読みました。いずれ12日の日、皆さんと一緒に論議するわけでございますが、いつも私が意見を述べて町長の見解を求めているわけでございます。

先般の6月の議会におきましても、笹川議員がこの件について発言をされました。男女共同参画推進事業、これについて今の中能登町の総合計画の中に具体的なものは全然載せてないんですね。私は、こういう点についてもう少し積極的に他の市町を考慮されて、男女共同参画事業というものを推進していただきたい、このように思うわけでございます。

例えば、私は今、広域圏に出ております。隣の七尾市は男女共同参画推進条例という条例をつくりまして、具体的にまちの果たす役割、また家庭での役割、地域での役割、それらについてシステムをつくりまして行っているわけでございます。それはやはり条例化し

た中で初めてできると思うんです。

中能登町におきましても、男女共同参画推進条例というか、そういうものをぜひともこれからつくられまして、より積極的にこういう点について前向きに検討していただきたい。このことを1点だけ要望しておきたいと思います。

以上で終わります。

議長（若狭明彦君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で中能登町総合計画基本構想についての質疑を終結いたします。

ここで委員会付託表を配付いたしますので、暫時休憩いたします。

午前11時25分 休憩

午前11時26分 再開

議長（若狭明彦君） 再開いたします。

常任委員会付託

議長（若狭明彦君） 日程第2 常任委員会付託

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第73号から第80号までの議案8件及び請願第4号、第5号の2件については、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております議案及び請願付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案及び請願付託表のとおり各常任委員会へ付託することに決定いたしました。

休会決定の件

議長（若狭明彦君） 日程第3 休会決定の件についてを議題といたします。

お諮りします。

各常任委員会審査などのため、12月8日から12日までの5日間、休会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 異議なしと認めます。よって、12月8日から12日までの5日間、休会とすることに決定いたしました。

散 会

議長（若狭明彦君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時28分 散会

## 平成18年12月13日（水曜日）

### 出席議員（20名）

|     |        |    |     |       |    |
|-----|--------|----|-----|-------|----|
| 1番  | 笹川 広美  | 議員 | 11番 | 上見 健一 | 議員 |
| 2番  | 諏訪 良一  | 議員 | 12番 | 宮本 空伸 | 議員 |
| 3番  | 堀江 健爾  | 議員 | 13番 | 若狭 明彦 | 議員 |
| 4番  | 宮下 為幸  | 議員 | 14番 | 岩井 礼二 | 議員 |
| 5番  | 平岡 志朗  | 議員 | 15番 | 西村 秀博 | 議員 |
| 6番  | 亀野 富二夫 | 議員 | 16番 | 坂井 幸雄 | 議員 |
| 7番  | 甲部 昭夫  | 議員 | 17番 | 小坂 博康 | 議員 |
| 8番  | 藤本 一義  | 議員 | 18番 | 田中 治夫 | 議員 |
| 9番  | 古玉 栄治  | 議員 | 19番 | 作間 七郎 | 議員 |
| 10番 | 武田 純一  | 議員 | 20番 | 杉本 平治 | 議員 |

### 説明のため出席した者

|         |       |        |        |
|---------|-------|--------|--------|
| 町 長     | 杉本 栄蔵 | 農林課長   | 表 辰祐   |
| 助 役     | 小山 茂則 | 商工観光課長 | 坂井 信男  |
| 教 育 長   | 池島 憲雄 | 上下水道課長 | 澤 賢造   |
| 参事兼総務課長 | 苗山 雅幸 | 福祉課長   | 金岩 進   |
| 参事兼監理課長 | 藤井 博昭 | 保健環境課長 | 小林 玉樹  |
| 参事兼住民課長 | 林 富士雄 | 会計課長   | 小山 三雄  |
| 企 画 課 長 | 大村 義一 | 教育文化課長 | 後藤 和雄  |
| 税 務 課 長 | 永源 勝  | 生涯学習課長 | 吉田 外喜夫 |
| 土木建設課長  | 澤井 昭範 |        |        |

職務のため出席した事務局職員

事務局長 服部 顕了 書記 加賀 忠夫

議事日程（第3号）

平成18年12月13日 午前10時開議

日程第1 一般質問

（追加日程）

日程第2 常任委員会付託  
議案第81号 中能登町総合計画基本構想について

午前10時00分 開議

開 議

議長（若狭明彦君） おはようございます。  
す。

ただいまの出席議員は20名です。  
議員定数の半数に達しております。  
これより本日の会議を開きます。

一 般 質 問

議長（若狭明彦君） 日程第1 一般質問  
これより一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきます。一般質問  
についての各議員の発言時間は1時間ですの  
で、守っていただくようお願いいたします。  
執行部におかれても、的確な答弁をお願いい  
たします。

それでは、通告順に質問を許します。

18番 田中治夫君

〔18番（田中治夫君）登壇〕

18番（田中治夫君） おはようございま  
す。

少しのどが傷んでおりますのでお聞き苦し  
い点があることをご了解いただきたくと思  
います。

通告してあります学校再編について、5点  
にわたり質問をさせていただきます。

本題に入る前に、けさの朝刊、大変私、こ  
の問題に、学校再編の問題を質問しようと  
通告してあるわけなんです、けさの新聞に、  
恐らく執行部の私は首脳部だと思いますよ、  
こういう記事を提供するのは。書いたのはき  
ょうここに傍聴にいらっしやいますけどね。  
苦言を申し上げておきます。ひとり歩きす  
るんですよ、マスコミにこういう。これから議  
論が始まるんですね。あえて申し上げてお  
きます。注意をしてください。軽々にこう  
いう取材に。彼らはなりわいでやっているん  
ですよ。協力するということは、私いかな  
と思うんです。まだまだ議論を重ねてい  
かねば

いかんのに。そしてまた、きょう私一番最  
初にこの問題をやるんですから、改めてひ  
とつこの件だけは注意をこれからしっか  
りとしてください。申し上げておきま  
す。

それでは、学校再編、5点にわたり質  
問します。

まず第1点は検討委員会のあり方、2点  
目、旧3町の合併と学校統廃合について、  
3番目は小規模学校のメリットについて、  
4番目、空き中学校を小学校にすること  
について、5番目、学校とまちづくり。  
以上、要旨は5点であります。

先般、中能登町学校再編について答申  
がなされたわけであり、そもそもこの  
検討委員会は統廃合を行うという前提  
に立って設立され、検討された委員  
会ではありませんか。もちろん有識  
者が集まり、公に議論を行ったわけ  
でありますので尊重する必要があります  
が、委員会の名前からもまず統廃合  
ありき、できる限り統廃合を行うと  
いうことを前提に議論する委員会  
であったということをご認識をして  
いただきたい。

次に2番目です。旧3町の合併と小  
学校統廃合に関してであります。

鹿島、鹿西、鳥屋の3町は晴れて  
合併を行いました。これは行政区分  
の話であります。大人たちが大人  
たちの社会の中で一番効率がいい  
仕組みをつくるために合併をした  
のです。

ただ、小学校はだれのものかとい  
うと子供たちのものです。我々大  
人は大人の仕組みに子供たちを  
当てはめるのではなく、子供たち  
の立場に立ってこの問題を検討  
する必要があります。本当は子供  
たちの意見を聞くのが一番です  
が、子供のことを一番に考えて  
いる親御さんは署名という形で  
意思表示をしております。

委員会の答申が大人からの意見  
であれば、署名はいわば子供の  
立場からの意見です。どちらの  
意見が重いのかは自明のこと  
と思われ

ます。よって、小学校問題に関しては行政区分上の3町合併と切り離して考える必要があると認識しております。

次に、小規模小学校のメリットに関してであります。

大人たちがどう思おうと、学校というのは子供たちにとっては学ぶことと仲間たちと遊ぶことに夢中になります。日々を楽しみ、そして学ぶ場所です。主役は子供です。一人一人の子供が学校の中で心豊かにコミュニケーションをつなぐために、より少人数での寄り添いに希望を託しているはずです。

新聞の記事で失礼しますが、5月18日の朝日新聞によると、文部省の国立教育研究所が学級崩壊と1クラスの人数が40人に近いほど学級崩壊が多いことが明らかになったと報告しております。また、1学級25人以下になると急速に学力が伸びるという国際的な研究もあります。また、コロラド大学のG・スミス教授、アメリカでは98年度から教員10万人をふやし、小学校低学年の学級規模を18人にしたという記事がありました。

大人からすると、今回の学校の問題は、学校を統廃合すればコストもかからなくなる。子供にとっても友達が多い方がいいだろう。だから統合する。これが新しい流れだ。また一方、廃止に反対するのは卒業生や地域の人のノスタルジーとエゴだ。何と古い考えだというふうに片づけられるかもしれません。

ただ、そんな紋切り型の簡単な問題ではないことをまずはご理解いただきたい。また、統廃合ありきであれば、学校はそのままにして学校の行事を統廃合するのはいかがですか。ご存じかと思しますので、ここでは例を出しません。町の合併により各種行事を統合したり、学校間で交流を深めたりする例はたくさんあります。

新聞報道にもありましたように、次に鹿島中学校の小学校利用に関してであります。

答申の中で、鹿島中学校の小学校転用という問題があります。答申でも転用に関しては専門家の意見を聞いてという条件が出ていたと思います。

小学校はご存じのように6歳から12歳までの児童が通うところです。一方、中学校は12歳から15歳までの生徒が通うところです。中学校を小学校に転用するということは、15歳用の箱を6歳の子供に当てはめるということであります。

世の中の親で、15歳用の箱を6歳の子供に当てはめますか。また、15歳用に準備した部屋や自転車や洋服や靴を6歳の子供に利用させますか。大人は同じコンクリートでできた建物だからと簡単に言うかもしれませんが、子供にとっては大きな違いです。子供の視線を忘れないでください。

地域の中学生に聞きました。最初に中学校に入ったとき、大きな校舎で全く小学校とは違う雰囲気。上級生は大人だし、自分もその仲間に入り、この校舎に通うのかと思うと、うれしいような恐ろしいような気がした。申しておりました。小学校と中学校は全く違うということをよく認識していただきたい。

専門家の意見を十分に聞くとただし書きにあるものの、中学校を小学校に転用という答申に、どれほど子供の立場というのを考えたのだろうか疑問を持た座間ざるを得ません。

次に、まちづくりと小学校についてであります。

今回の3町合併に伴う町内小学校の位置づけの再認識、あえて統廃合とは言いません。我々地域住民に小学校のあり方を再度考えさせられるよい気づきの機会を与えてくれたと思っております。

確かに現在全国的に規定路線となっている学校の統廃合は、数字の上では町の財政を助けるものであると理解しております。したがって、我々地域住民も統廃合をしなかった地域の小学校を地域のまなびや、地元根差し

た小学校とするため、小学校と地域住民、教育委員会で考え、施策として打ち出していく必要があるかと思えます。

この統廃合問題で地域のきずな、学校の重要性を再認識した今こそが、教育、学校という問題に地域住民が参加する最高で最後のチャンスであります。もし答申どおりに統廃合が進めば、地域住民の学校に対する熱意、町政に対する期待は一気にしぼんでしまうでしょう。もしこの越路地区ひいては中能登町がどこにでもある普通の地域、普通の町を望むのであればそれでもよいでしょう。ただ、ほかとは違う、誇りに思える地域にするためには、この住民の熱意のあるこの今を利用して教育問題、地域問題を真剣に考え、そして地域住民が率先して参加する我がふるさと中能登町ができるのです。

全国的に広がっている統廃合が教育の場に持ち込まれていますが、それは構造改革の名のもとに市場原理を持ち込んでいたのではないのでしょうか。今大切なことは、統廃合と効率化という視点で学校教育を見直すのではなく、子供一人一人が豊かに友と交わり、地域の人々と一緒になって学ぶ喜びを自分のものにするということを考えます。

そのためには、まず地域に住む人々が、教え育てる従来の教育とともに、子供と大人がともにはぐくむ教育の大きな場づくりの中に小学校を位置づけることではないかと思えます。それは父母だけではなく、多くの住民の協働の力でつくり上げていく運動です。そういった意味では、小学校の存続と再生はまちづくりの原点でもあり、そういった視線で考えてはいかがでしょうか。

先般、中能登町小中学校再編について答申がなされたわけであり、そのことを踏まえ、町長は6月定例会で、大変大切であり重要なことであり、重く受けとめていと署名の件について答弁されておられます。現在もいささかの变化もないと受けとめております

が、今のお気持ちをお聞かせ願いたいと思います。

また、町長にとって先ほど申し上げました教え育てる教育、ともにはぐくむ教育をまちづくりの中でどのような位置づけで考えておられるのか、お聞かせを願いたいと思えます。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 田中議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず最初に、北國新聞の今の答申についての記事でありますけれども、執行部が漏らしたのでないかというようなお言葉でありましたけれども、犯人探しというようなそういうことはする気はありませんけれども、この答申を持っているのは議員の皆さん、そして執行部の三役、それに答申を出された委員の方々が持っておいでます。そういう中で執行部がということで、私は執行部ではないと、そう信じております。そういうことでご理解を願いたいと思えます。

また、委員会がまず合併ありきでないかというようなことで進められたのではないかというような意見もありましたけれども、委員の皆さん方には町のそれぞれの有識者、そして組織の代表者、公正公平に選びましてお願いをして公正公平にいただいたものと、そう信じております。

そういう中で議員の質問にお答えをしたいと思います。

学校統合につきましては、中能登町学校統合検討委員会より答申をいただきました。私は、この答申を尊重し、議員の皆さんと相談をしながら学校再編に努めていきたいと思っております。

まずは統合中学校の建設の実現に向け努力をしたいと思います。

小学校の再編につきましては、答申を尊重し、ご意見を参考にしながら、さらに検討を

重ね、合意が得られるよう進めていきたいと思っております。

また、お尋ねの6月議会において署名の提出についてのその意向も大切であるとお答えをしておりますが、現在もそのように思っておりますし、思いは変わっておりません。

また、教育とまちづくりについては、まちづくりは人づくりであると思っておりますし、すばらしい人材を育ててこそ地域の発展につながると信じております。教育は人づくりであり、まちづくりの礎である、そう思っております。

以上でございます。

議長（若狭明彦君） 田中治夫君

18番（田中治夫君） 今ほど町長の方から答えをいただきました。町長も私も教育に対する思いは大筋では変わらないと、そういうふうに理解しております。

また、答弁にありましたように、学校検討委員会の答申を尊重し、また議会とも相談しながらということでございます。

また一方、署名の件も大変大切である。現在もその考え方には変わりはないと申されておられます。

まあまあ、この学校検討委員会の答申と署名の問題、相反する問題ですね。相反する問題なんです。この相反することを今後どういうふうに考えておられるのか。この兼ね合い、相反するこの問題、兼ね合いをどういうふうに判断されておられるのか。どういうふうな展望で今後臨まれるのか。もう少し踏み込んでこの2つの件、お答えをしていただきたいと思えます。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） きのうの全協におきまして私の考えの一端も述べさせていただきましたように、まず中学校を建設する。その後、小学校の統合につきましては中学校の建設後に将来を展望した形で検討してまいりたい。そういう中で当然、今出ております越

路の皆さんのご意見、そして議会の方々の意見、そしてそれぞれの町の有識者の方々の意見、それを大いにいろんな面から検討して、まず子供たちがどうすれば一番幸せなのか、どうすれば一番いい教育なのか。そういう中から結論を出していきたいと、そう思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（若狭明彦君） 田中治夫君

18番（田中治夫君） わかったようなわからんような。大変これ難しい問題ですよ。住民のそういう生の声もありますし、いろいろこれからまた議論をしなくてはいけないとは思っております。

したがって、あえてお願いをしておきます。杉本町長の教育に関する熱意、大きなリーダーシップを私は期待し、一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

議長（若狭明彦君） 次に、16番 坂井幸雄君

〔16番（坂井幸雄君）登壇〕

16番（坂井幸雄君） おはようございます。通告に基づきまして3点ばかりお聞かせ願いたいと思えます。

少し抽象的な問題でございますが、答弁の方、苦しいですがよろしく願いいたします。

第1点目でございますが、きのうからの新聞では国の予算編成に関して云々ということでございます。国では2007年度の予算編成で当初予算の段階では25兆円前半ということで、国の国債発行額を圧縮するという考えを示しております。それがどうのこうのというのではないんですけども、これにあわせて地方交付税も恐らく抑制されるのではないかと思います。

また、県でも市町の財政の健全化の取り組みについていろいろと加速しております。また、先般の新聞では県内の市町村では5年度の普通会計決算について報告がありました。

皆さん方も興味津々として見ておられたと思います。

中能登町では起債制限比率が19位、実質公債費比率が18位ということで大変豊かでございます。ただ一つ、自主財源比率が少のうございます。これを高めなければもっと豊かにならないかと思えます。

そういう兼ね合いもございまして、これから予算編成を行うわけでございますが、今の段階ではいろいろと頭の中の草案でございますと思えますけれども、19年度の重点課題の計画をどのように思っておられるかお示し願いたいと思えます。

それとまた、先日、町の総合計画で基本構想案がございました。その項目で、3カ年を期間としたローリング方式とはということでございましたので、その点もあわせてお知らせ願いたいと思えます。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 坂井議員の質問にお答えをいたします。

平成19年度の重点課題とする計画は何かというご質問ですが、平成19年度の継続事業としましては、町道の改良事業及び消雪事業、県営圃場整備事業、県営老朽ため池整備事業、上水道の石綿セメント管更新事業、上水道施設集中監視システム整備事業、特定環境保全公共下水道事業におきます鳥屋北部浄化センターと鹿島東部クリーンセンターの2系列増設工事等が挙げられます。

また今後の事業といたしましては、上水道送水管・連絡管整備事業、図書館のシステム統合事業、学校の統合整備事業等を予定しておりますが、大変厳しい財政状況でありますので、施策の重要度、優先度を勘案しながら議会とも相談しながら進めていきたいと考えております。

次に、3カ年を期間としてのローリング方式とは何かという質問ですが、3カ年を計画

期間として毎年見直しと策定を行うというものでありますので、ご理解のほどお願いをいたします。

議長（若狭明彦君） 坂井幸雄君

16番（坂井幸雄君） 今、町長の答弁では社会資本整備ということを中心にだと思えます。住みよいまちづくりのためにはぜひとも必要ではないかと思えますけれども、1点だけはお願したいことがございます。

人は力なりということでございますが、交流人口の拡大支援ということでうたっております。先般、加賀の18代当主の前田様が富山県の県人会で東京に開催あったわけでございますが、富山県県人会で1,000人の方が参加されたということを新聞に報告あったわけでございます。石川県は、谷本知事がふるさと交流ということで250名ほどだったと思えますけれども、ふるさとを離れた都会にいろいろと活躍しておられる方がおられます。

そういう方々のまた交流の場として、以前は旧の時代には交流ということで、名前は使ったらいけないかもしれませんが、東京とりや会、大阪とりや会、金沢とりや会ということであったわけでございます。その方々は、いろいろと都会で活躍しておられます。今までは点でございましたが、つながりあることによっては線が結ばれたりしております。それを起点として中能登町出身者の交流を深めるためには、ぜひともそういうことの維持をお願いしておきたいわけでございます。

先般のときに、昨年度ですか、町長の答弁では、大阪とりや会では補助金は要らないということでありました。大阪とりや会の場合は、能登互助会の前身である商売人の方々の集まりでございます。東京や金沢は本当にサラリーマンや学生の集まりでございます。せめてその方々の事務連絡費ぐらひは予算計上をお願いしたいということでございます。

最近、構想の中でも企業誘致促進というこ

とがございました。県と連帯して町出身者の人的ネットワークが必要でないかということをおうたっております。ふるさとを離れて思うことは、ふるさとに何か貢献できないかということが都会へ出た人たちの思いだと思います。

それで、ぜひとも交流の場を消さないように補助金をわずかでございますが計上していただきたい。予算編成に向かって計上していただきたいと思いますが、その点、町長のお考えをお示し願いたいと思います。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） ただいま坂井議員の言われました交流人口ということで、交流ということは私も大変必要だと思っております。

また、先般も石川県人会が七尾の方にありまして、国内はもちろんハワイ、アルゼンチンからも500名を超える方々がおいでで大変旧交を温めていい会合でありました。

そういう中で大阪とりや会あるいは東京とりや会、いろんな会合もあるわけでありませう。昨年大阪とりや会にも参りまして、またことしもぜひ来てほしいということで2月9日に私と議長と、そして課長と3名の招待がありましたので、行って旧交を温めてこようと、そう思っておりますし、また先月には能親会というのがありまして60周年ということで私が行ってまいりました。

そういう中で、いろんな会のせめて通信でもというようなことであります。そういうことを今、その会の方々からは要請も受けておりませうし、また大阪とりや会の方には昨年、以前は町から幾らかの補助金もいただいていたと。だけど新しい合併になったから私らはそういうことは要りませうと。そういう中で、せめて町長、議長にぜひずっとある限りは来てほしいと、そのような要請でありました。それぞれの団体、それぞれのまた意見も聞きながら検討してまいりたいと、そう思

っております。

議長（若狭明彦君） 坂井幸雄君

16番（坂井幸雄君） 答弁ありがとうございます。東京とりや会、金沢とりや会はちょうどことしの3月で10周年の記念をやりたいということでございますので、またご招待あったら時間の許す限り出席していただきまして懇親を深めていただき、中能登町をPRしていただきたいと思っております。

その次は2番目でございますが、教育に新聞をとということでございます。

先ほど田中議員もきょうの朝刊の記事を並べまして質問しておられたわけでございます。

私の思いとしては、小学校、中学校、学校教育に関しては大変そういう時間を割けるようなことは思っておりませう。せめてあいさつ程度がわりのきょうの出来事ということで、新聞の記事に関して子供たちが話し合えばいいんじゃないかなということでございます。

先般、12月8日に教育民生常任委員会が当町の小学校、中学校を訪問していろいろ教育の指針や施設を見させてもらいました。学校ごとにはそれぞれ特徴がございまして、いい点ばかりでございます。

そこで、ある学校では、中能登町は小さな町ですけれども、発言力が乏しいというご意見があったと思っております。そこで、発言力は小さいうちから養わなければならないかと思っております。せめて簡単な表現でございますが、きょうの出来事、きのうの出来事がきょうの新聞に載っているわけでございますが、松井秀喜の応援歌ができたとか、今のアジア大会で200メートルで金メダル取ったとか、そんなことからお互いに友達同士が会話できるのではないかと思っております。

週5日制でなかなかそういう時間をとられないようでございますが、せめて朝のあいさつのときにきょうの出来事ということで、お

互いにわやわやということに関心を持ったこと、写真の一番大きく載ったことは何かということであれば、自分の考えでなくてもあったことを報告は子供はできるんじゃないかということでございます。それが一つの表現力に結びつくのではなからうかと思えます。

そこで教育に新聞を取り入れてはいかなものかなということで、重い思いではございませんけれども、簡単な思いで答弁をお願いしたいと思います。

それともう1点ですけれども、教育民生常任委員会で訪問したときには、ある学校では中高一貫教育という言葉が出ました。その点、中高一貫教育はいろいろと難しい問題がございますが、その点、突然でございますが教育長のご見解をお聞かせ願えれば幸いです。

議長（若狭明彦君） 池島教育長

〔教育長（池島憲雄君）登壇〕

教育長（池島憲雄君） 本日、このような議会という本当に最高の場で発言の機会をいただきましたことをまことに光栄に思っています。今後ともよろしく願いいたします。

早速ですけれども、先ほど坂井議員からご質問がありました学校で新聞をもっと活用できないのかということについてお答えをいたします。

確かに坂井議員のご指摘のとおり、新聞はその活用次第で大きな効果が生じます。実際に町内の小学校におきましても積極的に取り入れている事例がたくさんあります。例えば、小学校の方で心に強く残った新聞記事を取り上げまして1分間スピーチを行ってまいりますし、また総合学習におきましても、石川県や中能登町の話題を切り張りして壁新聞をつくり、地域への興味や関心を高めております。

また一方、中学校におきましても、政治や経済の勉強で新聞記事から最新の情報あるいは世の中の動きを取り上げまして学習に生か

しております。

また、高校の入学試験の際には、小論文あるいは面接で世の中の話題や事件が取り上げられることが多くなりました。生徒たちは積極的に新聞を読むようになってきたなというように思っております。

今後も学校教育の中で積極的に新聞の活用を進めることで、新聞を読む力、それから先ほどお話しいただきました発表する力、世の中の動き、そういうものに興味を持って主体的にとらえることのできる子供たちを目指して教育に頑張っていきたいと、指導していきたいなというふうに思っています。

以上です。

それからもう一つあったかなと思うんですけれども、中高一貫教育についてどのような考えを持っているかということだったかなと思えます。

中高一貫教育というのは、併設型と連携型の2種類があります。富来や門前で行われているのは連携型の中高一貫教育といえますか中高一貫高校ですし、金沢の方でできました錦丘高校、それから県立錦丘中学校、これは併設型の中高一貫学校として新たに創設されたものです。

その県立中学校の最初の卒業生が今回出るということで、県の方でもどういう効果があったのか、その県立の中学校を卒業した生徒たちが次にどこへ進学をしていくのかというようなことをしっかりと見守っているところであります。その結果によって、能登地区あるいは加賀地区の方でもこういう中高一貫教育が実現していくのかどうかということの一つの参考にしようというようなことになっているかと思えます。

もちろん個人的ですけれども、中学3年間と高校3年間、合わせて6年間、中高一貫教育ができれば非常に有効に一貫した教育ができて、大変魅力的だなというように思っております。

極めて現実的なことですが、もしそうというような動きが出てまいりましたならば、鹿西高校さんともまたご相談をいただきまして、そういう可能性があるのかどうかというようなことも大変興味がありますし、もし私たちの中能登町に中高一貫教育がもし実現できれば、町の振興発展、活性化のためにも大変大きく役立つのではないかなというように個人的には思っております。

今後の県の動き、そういったこともあわせて見守っていきいたいというふうに思っています。

以上です。

議長（若狭明彦君） 坂井幸雄君

16番（坂井幸雄君） 私が論ずるまでもなく、学校で取り入れていただいているということは大変社会情勢を子供たちが敏感にキャッチしていることだと思います。今後とも学習に障害がないようにして取り組んでいただきたいと思います。

それではもう1点、農業関係についてでございます。

6月にも農業関係についていろいろと質問させていただきました。たくさんの答弁ももらっております。また一緒に質問ではないかなということですが、日に日に政策が動いておりますので、よろしく願いいたします。

きょうの新聞では、ご存じのように日本とオーストラリアの両政府間の関税撤廃の原則ということで、自由貿易協定が締結されるような電話のやりとりがあったわけでございます。来年度から始まることで合意ということで記事が載っております。

オーストラリアは、世界有数の農産物の輸出国でございます。牛乳、小麦、乳製品が主だと思います。それで、日本の農業の地域に3兆円規模ほどの打撃を受けるということを書いてありました。それにあわせていろいろと、私らはそうでもないかもしれませんが

ども、動きが激しいことだけはきょうの新聞でわかったわけでございます。

それで、先般も6月の定例会にもお聞きしましたんですけれども、19年度より農業改革が実行されます。私たちの農業を取り巻く環境が大変厳しいわけでございますが、農業者の高齢化、並びに農業者数が急速に減っているわけでございます。

昨日の総合計画の中でも杉本議員がお示した数字がもっと減少するのではなからうかという危惧をしておられました。確かにそのとおりだと思います。

それで、19年度より農業改革が示されております。品目横断的経営実施については前のときにもお聞きしましたが、今まで以上にげたをはくとか、ならし対策ということがだめになったわけでございますが、たとえ今後認定農家や集落営農に移行して、その経営安定する補助金をとということですが、現在、来年度から変わりますけれども、転作作物では麦、大豆並びにある一定のネギの栽培者の方々の今後は一般農家は切り捨てるのかどうか。所得に関して補助金があるかないかということでございます。その点、お聞かせ願いたいと思いますし、認定農家、集落営農の前回にも9月の時点でございますが62名、農業者数が1,519名、全体の4.1%でございますが、それ以後少しずつ認定農家の数がふえているなと思います。その点をお示し願いたいと思います。

それと、2点目ですが、耕作放棄地の解消についての取り組みでございますが、県では荒れた地を牛を放牧して云々ということが一つの案だと思います。

先般のときに、耕作放棄地を守る組織をつくって青壮年団やら女性協議会やら地区の活動に合わせて地区の農業地の景観を保全するための必要があるということで支援策がございます。水田10アール当たり4,400円ということですが、4,400円では耕作放棄

地の解消にはならないのではなかろうかと思  
います。補助金があればできるわけござい  
ませんが、皇太子が工房つばさに訪れたとき  
には、あの周辺の荒れ地を草刈りしたわけ  
でございます。やればできるようなことがこの  
間は見えたわけでございますので、今後荒れ  
地をどのようにして解消するかの取り組みが  
あったらお聞かせ願いたいと思います。

その次、先般にもお願いしました良川の一  
部の地区の排水溝の深掘りということでござ  
いしましたが、その点、そのときにはいろいろ  
とお願いしていたわけでございます。

受益面積が5ヘクタール以上であれば県単  
事業で取り組まれるということございませ  
んが、その後にいろいろとある程度の見積も  
りをお願いしていたわけでございますが、その  
見積もりがあった場合には、やるとかやらな  
いかは別にしてお示し願いたいと思いま  
す。

それと最後に、最近は食の取り組みで加賀  
野菜、能登野菜ということにこだわっている  
わけです。魚では加能力ニとか言っておられ  
ますが、一つの品目でございますが、能登野  
菜の振興に取り組みをということございま  
すが、どのような取り組みをしていかれる  
か。品種がいろいろとございますので、あ  
えて全部というわけにいきませんけれども、  
せめてこれから育成するためには苗代の半  
分ぐらいは3年間ほど補助できないものか  
なということをおもっております。

最初の年度はなかなか雑草も生えたりし  
てなかなかものにならないわけございま  
すが、3年たったら意欲ある人はものにな  
っていくのではなかろうかということござ  
いませぬので、最初の3年間は苗代ぐら  
いは補助できないかと思います。

それと、能登ねぎを1、2、3と面積拡大  
とか反収の向上とかいうことは基本計画に  
うたっております。その点、拡大をどのよ  
うにして思っておられるのかお示し願  
いたいと思います。

よろしくお願ひします。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 農業関係で4つの質  
問をいただいたわけでありませぬけれども、ま  
ず能登野菜の振興品目の取り組みについてお  
答えをいたしたいと思います。

平成17年9月には能登野菜育成七尾鹿島協  
議会が設立をされました。会長が武本七尾市  
長、そして副会長が私と田中能登わかば農協  
長であります。七尾鹿島地域において特産化  
に取り組んできた野菜の振興と、古くから栽  
培されてきた伝統的農産物の発掘をし、地域  
のブランド商品、食品に育成することを目的  
としております。

現在までに特産化農産物と伝統的農産物の  
候補を絞り込んでいる段階でございます。今  
年度中に能登野菜を使ったアイデア料理のレ  
シピ集の発刊をも予定しているところであり  
ます。

12月7日付の新聞で、県においても能登野  
菜の販路拡大を支援するため、年度内をめぐ  
りに、仮称でありますけれども能登野菜振興協  
議会を設置して、能登野菜のブランド化に向  
けた規格統一の策定や共同出荷体制の準備に  
乗り出すという谷本知事のコメントも掲載さ  
れていたところであります。

今後は、県の支援をいただきながら能登野  
菜の確立とまた振興等に努めてまいりたいと  
考えておりますし、また苗代というようなお  
話もありましたけれども、それらにつきまし  
ても本当にやれる方々とまたいろんな議論を  
重ねながら検討してまいりたいと、そう思  
います。

よろしくお願ひいたします。

その他につきましては、農林課長の方から  
答弁をさせますので、よろしくお願ひしま  
す。

議長（若狭明彦君） 表農林課長

〔農林課長（表 辰祐君）登壇〕

農林課長（表 辰祐君） 坂井議員のご質

問にお答えいたします。

認定農家、集落営農の数等についてでございます。

その前に、品目横断的経営安定対策のいわゆる対象外になる一般農家への支援についてお尋ねでしたが、制度に乗れない一般の農家につきましては、残念ながら今のところ支援というのは考えられておりません。

そこで、どうしたら品目横断的経営安定対策に対応できるかという農家の育成に努めてまいっておりますが、具体的にはことしの5月から中能登町の緊急担い手支援チームというのを組織しまして、私ども町とJAの石川中央会、それからJA能登わかば、そして石川県中能登農林総合事務所の土地改良部並びに農業振興部、そして農業共済組合、これらの関連団体が連携を密にしまして取り組んでまいりました。

その結果、本日までに認定をされました中能登町の認定農家というのは68人でございます。うち4法人を含んでおります。それから、集落営農では18地区の集落で取り組む予定がなされております。

これらが全体の割合では、認定農家につきましては、パーセントなんですけど分母によって多少変わりますが、水稻作付農家に対する割合になりますと4.5%になります。それから、農地集積面積というのは27.7%、集落営農の体系をとれるのは41%ということになります。

それから、2つ目の耕作放棄地の解消についての取り組みでございますが、中能登町では耕作放棄地というのはアバウト150ヘクタールぐらいあると思います。先日まで町内あちこちでセイタカアワダチソウの黄色一面に生い茂っていた。それからまた、ススキの穂が揺らいでいるというようなことで、それらは年々拡大、拡散をしている状況でございます。その耕作放棄地のほとんどといいますのは未整備田というところでございますので、

一年でも早く大型圃場整備事業を導入しまして、そして水田の汎用化を図り、水田を農地をよみがえらせる、そのことが一番第一条件で思われます。そういうところから、今年度もずっと未整備地区の説明に積極的に取り組んできました。

ここ1年の動きでございますけれども、小竹、尾崎、水白地区でこのほど同意率が90%を超える状況まで高まってきましたので、県の計画審査会に近々上げる予定をいたしております。できれば平成20年度新規採択を目指したいと思っております。

それから、武部地区におきましても先日、準備委員会というのが組織をされまして前向きに進んでおりますし、それから二宮地区におきましてもことし2回地権者説明会を行いました。こちらの方も前向きに進んでいる感触というのを強くいたしております。

それからソフト事業では、先ほど議員おっしゃったように農地・水・環境保全対策というのが19年度から実施されます。補助金4,400円、これが安いのではないかとというふうなことでございますが、4,400円というのは現在までの国の制度の示しているところでは10アール当たりで最高額が4,400円でございます。県の方ではこの4,400円についてさらにローカルルールというのを今定めておりまして、つい数日前に決定をしてきました。どうも普通地区におきましては2,200円から、最高ではその取り組みいかんによっては4,400円まで上げることができるでありましょうということになっております。

それから、良川地区の排水溝の件でございますが、おっしゃいましたように去る9月議会にもお尋ねになられたところでございます。受益面積が5ヘクタール以上であれば県単事業で対応は可能であるというふうにお答えをいたしましたけれども、ただ事業費には上限があります。1,000万円を超えるものにつきましては県単事業では残念ながら採択は

してもらえない。県の方でもさらに国の事業で対応しなさいというふうなことになります。

その地区を積算いたしましたところ、希望されているU字溝が約3,400メートル、事業費で3,500万円ぐらいが見込まれます。そうしますと、今ほど言いましたように県の事業では、県も毎年シーリングをかけていますので非常に採択が難しくなっております。そうしたところから、議員も地域のいろいろ心配されての質問でございましたので、私たちの方でも実は県の方へ打診をしました。打診をしたんですが、やはり返ってきた答えは、県営の圃場整備事業でしか対応できないでしょうということでございます。

町としても、先ほど言いましたようにいろんな地区へ説明に出向いております。良川地区にもまたこれから行きますので、また議員も事業の推進に弾みがかかるようにご協力もしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（若狭明彦君） 坂井幸雄君

16番（坂井幸雄君） ありがとうございます。長々と質問、答弁いただきまして、いい答弁もあったし悪い答弁もあったわけです。

ありがとうございます。これで終わります。

議長（若狭明彦君） ここで休憩をとります。開会は11時15分からいたします。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

議長（若狭明彦君） 会議を再開いたします。

4番 宮下為幸君

〔4番（宮下為幸君）登壇〕

4番（宮下為幸君） それでは、通告に従いまして12月議会に3つの質問をしたいと思います。

まず最初に、いじめ対策について。

福岡県筑前町の中学生と北海道滝川市の小学生がいじめを苦に自殺したことが相次いで発覚したことを受け、いじめ問題に関する実態把握や防止対策などについて再点検することに文部科学省が要請しました。文部大臣から異例と言えるような子供たちに対して、地域の皆さんに対して、スポーツ指導者に対して、そういう文部科学大臣からの文書が出ています。子供たちには「未来ある君たちへ」ということで文章が学校で配布されました。

ただ、地域のスポーツ指導者、スポーツ関係の皆さん、家族の皆さんへは出ていないように思います。その地域の皆さん、スポーツ関係の皆さんの文部科学大臣から送られたメッセージを読ませさせていただきます。

このところ「いじめ」による自殺が続きまして、まことに痛ましい限りです。いじめられている子どもにもプライドがあり、いじめの事実をなかなか保護者等に訴えられないとも言われます。一つしかない生命。その誕生を慶び、胸に抱きとった生命。無限の可能性を持つ子どもたちを大切に育てたいものです。子どもの示す小さな変化をみつけるためには、毎日少しでも言葉をかけ、子どもとの対話をして下さい。子どもの心の中に自殺の連鎖を生じさせぬよう、連絡しあい、子どもの生命を護る責任をお互いに再確認したいものです。

伊吹文部科学大臣から地域の皆さん、スポーツ指導者の皆さん、ご家族の皆さん、お父さん、お母さんへということでこれが出ています。

ただ、学校の子供たちはこの文章は見まして、お父さん、お母さんは知っていると思います。ただ、地域の皆さん、スポーツ関係者の皆さんはこういう文章は知らないと思いますので、ぜひ出していただきたいなと思います。

これを受けまして、石川県教育委員会も9

年ぶりに各小学校でのいじめの調査を無記名で11月24日から29日まで、子供たちに家へ持たせてそのいじめの把握をしております。その調査結果が出ている町もあるそうで、中能登町も多分にして出ていると思います。

そこで、その調査結果がどのようになっているのか、それについての対応策はどのようになされるのかお聞きしたいと思います。

それと、言語環境についてどうしているのか。言語環境で今、子供たちは平気で「死ね」とか「消えろ」とか「ウザい」というような言葉を使います。それに関して教育の力で正しくしていくことが必要でないのかなということを思いますので、教育長にその辺のことについてお聞きしたいと思います。

議長（若狭明彦君） 池島教育長

〔教育長（池島憲雄君）登壇〕

教育長（池島憲雄君） 今ほどの宮下議員のご質問にお答えをしたいと思います。

2件あったかと思えます。

まず第1点目ですけれども、全国でいじめによりみずからの命を絶つという痛ましい事件が相次いで発生したことから、石川県の公立学校すべての小中学校におきまして、いじめの実態調査が先ほど言われたとおりに実施されました。

これは、いじめの実態をしっかりと把握し、今後のいじめの問題への取り組みに生かしていきたいということで実施されたものです。それぞれの学校で現在集計と分析、もう終わるのかなと思えますし、もしそれぞれの学校で少しでも気になる結果が見られたようなことがあれば、直ちに子供たちとの面談あるいは学級での話し合い、そういったことに直ちに入るようになっております。そして、いろんな子供たちの情報収集あるいは保護者の皆さん方が情報をいただきながら対応策を検討して解決を図っていくという、そういうことになっていきます。

まだ私たち教育委員会の方でも学校での集

計結果というものがどのようになっているか、全体の様子はまだつかみかねております。それぞれの学校で結果をもとにしてどう対応していくのか、どういう方針をとっていくのかということも含めまして、私たち教育委員会の方に報告をいただくということになっておりますので、全体の様子についてはまだつかみかねるかなと思えます。

それからもう一つは、個人情報にかかわることも含まれてくるかなと思えますので、個々のケースについては具体的な公表といたしますか、こうこうこうということがあって、こうこうこうに悩んでいるんだよというような問題、そういうようなことについてはなかなか公表できないのかなという面もあるかと思えます。

とにかく私たち教育委員会におきまして、学校の実情把握にどういう、それぞれの学校が今どのような取り組みをしているのかということをしかりと把握しながら、もし学校あるいは保護者の皆さんからそういう問題について訴えがあったり問い合わせがあったり相談があれば、積極的に支援やあるいは保護者の皆さんへの相談に当たっていきななというように思っています。

以上です。

それから2つ目です。言語環境についてはどう指導しているのかというようなことだったかなと思えます。

先ほどご指摘のように、今の子供たちは「死ね」とか「消えろ」「邪魔」「ウザい」「キモい」といった、そういう暴言を平気で口にするようになってきたなという感じを持っております。テレビとか漫画あるいは雑誌などの影響が大きいのかなと思うんですけれども、言葉の乱れが本当に気になり出してきました。

とにかくそういう言葉は人間性を無視した言葉でありまして、そういったことを言われた子供は心が傷ついて、精神的に耐えがたく

なっていく。それはまさにいじめそのものということにもなりますので、学校現場の方でもしそういう場面を見つけたら、その場で即刻注意をしてその子に丁寧に指導をしていくというようになっています。

もちろん全校集会や道徳あるいは学級活動の時間などでいじめの問題ともあわせて指導も行っているわけですがけれども、なかなか改善してよくなったなというようなところまでは至らないのが実情かなというふうに思っています。とにかく子供たちの心情に訴えながら、時には子供たち自身の問題として子供たちにもしっかりと考えさせながら改善に向けて気長に取り組んでいく必要があるかなということに思っております。

以上です。

議長（若狭明彦君） 宮下為幸君

4番（宮下為幸君） 今、教育長は全体的にはまだアンケートが把握されていない。部分的にはあるのですか。その辺をお聞きしたいと思います。

それと、部分的にあるということは少し私たちが耳に入ってきますので、その部分的な分に対してどのように学校が対応しているのか。親も含めてどのような家庭へ持ち帰って子供に接しているのか。その辺についてお聞きしたいと思います。

それと、鳥屋小学校の方でカウンセラーをやっている人がおいでと聞いておりますので、そういうカウンセリングを利用される方が現在までおいでたのかどうか、その辺のことについてお聞きしたいと思います。

議長（若狭明彦君） 池島教育長

教育長（池島憲雄君） 今ほどの再質問ですけれども、トータルはまだつかみかねていません、もちろん。部分的には数字として、データとしてはいただいているところもあります。それによりますと、なるほど現在いじめられているなという認識を持っている児童生徒は数字としては何件か上がってきており

ます。

ただ、低学年にいくほど数字が大きくなっている。中学校よりも小学校、小学校でも高、中、低といくほど数字が大きくなっているという面もありますので、こういったのはいじめの調査で、その低学年の子供たちはいじめというものをどのようにしてとらえているのかなということにも大きくかかわってくるのかなというように思います。

例えば、お母さんあるいはお父さんと一緒にあの調査をしたときに、「ねえ、あんた。きょうだれかに嫌なこと言われなかった」「言われたよ。きのうも言われたよ」「その前はどうか」「おとつ、3日ほど前から言われた」「ああ、それはいじめだな」というようになっていたり、そういうようにして簡単なトラブルとか友達同士のやりとりでも非常に心に苦痛というように認識した場合にはいじめということになるんですけれども、いじめの程度によっても日常的なことから深刻なことからいろいろとあるかなというように思います。

そういったあたりも各学校の現場ではデータを、もちろん無記名ですので学級だけがわかりますので、自分のクラスにそういう、どういう、ここにあらわれた数字と同じようなことが起こっているのかどうかというあたりを学級担任あるいは校長、教頭、あるいはそういう生徒指導の担当者の方でよく状況を見ながら、現在、学級全体の様子をつかみ、個々の様子をつかんで今実情をつかんでいる最中であります。

もちろんその中には、これは大きな問題だなというようなこともあるかもわかりませんが、もう3日目、4日目になったら仲直りしてという状況になっているかもわかりませんが、その辺についてももう少し時間をかけた検討と状況把握が必要なのかなというふうに思います。

それから、カウンセラーの件ですけれど

も、カウンセラーについては町内の2つの中学校にカウンセラーの人2名配属になっております。もちろん配属されている中学校は、その中学校のためにということではなくて、その中学校に配属されておりますので、町内の保護者の皆さんあるいは教職員、ぜひ相談したいな、お力をかりたいなという人はカウンセラーの先生とご相談というのは十分可能というふうになっております。

それぞれの学校でそういうことを知っているかなと思いますので、現に相談されたものもたくさんあるかなと。これまでにそういうケースもあるかなというふうに思います。

別に数字そのものを出ささないというよりも、どの程度のものかなのかということをしかりと状況を今つかんでいる最中かなというふうに思っています。

以上です。

議長（若狭明彦君） 宮下為幸君

4番（宮下為幸君） 今、教育長から答弁いただきました。

いじめというのは、私ら昔から、子供のときからあって、私らはいじめる方でしたのでなくなるということはないと思います。学校が機能しているというような証拠だなというように感じを受けますので、これからぜひそういう難しい問題がありましたら的確に対応していただきたいなということを思いまして、次の質問に移ります。

鍼灸の助成券の発行について。

3月、6月の定例議会で前議員の五十嵐三朗さんが鍼灸の助成について2回にわたり一般質問されました。石川県では、4つの自治体が70歳以上の人を対象に福祉サービスを受けていると聞きます。

私も10月ごろに腰が痛くなりましていろんなところを回りましたがなかなか治らず、はりを打ちましたら見事に効果ありまして楽になりました。現在、1カ月ほど行っていないものでまた立っていると腰が重くなってくる

ような状態になっています。健康管理のために月1回は行かんらんなどというような感じをしております。

鍼灸を体験したことのある日本人は2%に対し、アメリカでは10%に達しているそうです。世界保健機構では100以上の疾患で適用を認めているのに、日本で保険が使える治療は神経痛、リウマチなど6つだけの症状だそうです。日本は世界の鍼灸の後進国だということで北國新聞の方で紹介がありました。

禁煙治療は今年度から保険の対象になりましたが、鍼灸もぜひいろんな意味で禁煙、ダイエットとか、不眠症、精神障害、麻薬中毒の治療にも効果があるということも書いてありました。刺す、私は精神安定剤だと思います。

中能登町でも来年度から70歳以上にぜひ、今予算のヒアリングをやっておいでる時期だと思いますが、今、保険がききません。3,000円ということで、例えば私行きましても3,000円。どういうふうな助成をするんだということで、町が1,000円、受ける本人が1,000円、そして病院が1,000円ということで、そういうような多分ほかの自治体もやっていると思います。

その辺について各自治体での利用券の発行枚数、助成金はどのくらい出ているのか、白山市を含めて4つの市がやっていると聞いておりますので、その辺について担当課長にお聞きしたいと思います。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 詳細につきましては担当課長より説明をさせますけれども、前段の方に私の方から説明をしたいと思います。

はり、きゅうの福祉助成券に関するご質問であります。

3月、6月の定例会において五十嵐前議員から同様の質問があり、検討をしておりますが、現在のところ、はりやきゅうを福祉事

業として要望されている方、町民のニーズがどの程度のものかまだ判断をしかねているところでございます。

県内の調査もいたしました。実施市町は金沢を初め4市にとどまり、また財政面の絡みもあり、今後の存続の是非を考えているとの状況だそうであります。また、近隣市町ではいまだ実施はされておられません。

加えて、治療面の必要な方は医師から鍼灸治療の診断書をいただいて、治療時に提出をしていただければ医療行為に当たりますので、1割から3割の自己負担であり、きゅう治療を受けることができます。

また、今後もこれらについて住民の皆さんのニーズを的確に把握し、検討していきたいと考えております。

この後につきましては、課長の方から答弁をさせます。

議長（若狭明彦君） 小林保健環境課長

〔保健環境課長課長（小林玉樹君）登壇〕

保健環境課長（小林玉樹君） 宮下議員の2つ目のご質問です。各自治体での利用券の発行枚数、それから助成金はどのくらいかということでございますので、お答えいたします。

まず、4つございますので、金沢市でございます。1回当たり1,200円の券でございます。これを1年間に18枚を上限として交付しております。ですから、この上限といいますが最高枚数を交付していただくと2万1,600円となります。

次に、輪島市でございます。こちらは1回1,000円でございます。1,000円の補助券を12枚を上限に1年間交付ということで、1万2,000円でございます。

次に、小松市。小松市は輪島市と同じでございます。1回1,000円の補助券でございますが、これは1年間に欲しいときに言っていただくというんじゃなくて、1年間に18枚をつづりにした冊子で発行しております。です

から、全員の方が1万8,000円分を最初に受け取るという形になっております。

次に、白山市でございます。1回1,100円を1年間に6回を上限として発行しております。ですので6,600円の上限となっております。

以上でございます。

議長（若狭明彦君） 宮下為幸君

4番（宮下為幸君） 結構金額1年間に1万2,000円とか1万8,000円の助成、小松市、輪島市、白山市、金沢市がしていることを受けまして、ぜひ中能登町も来年度予算にぜひ入れていただきたいなということを思います。

それでは、3点目の宅地造成について。

中能登町は2005年度の普通会計決算では経常収支比率、起債制限比率、実質公債費比率とも19市町村の中でもトップクラスの位置にいました。

ただ、自主財源比率は下から3番目ということで25%にとどまっております。トップが野々市町の64.5%です。野々市町は固定資産税が26億円、住民税、法人税合わせて24億、50億の自主財源があります。目立った企業誘致もないそうです。現在、野々市駅の周辺では100区画の造成をしていると聞いております。

中能登町でも、自主財源を求めるには人口定住、宅地分譲を促進していくことが私は必要だと思います。選挙のときにあおば台の方を回りましたら、あおば台の町民の方々がここはいいところやと。二宮の駅は近いし、平和堂もすぐ歩いてでも行かれるしということで、いいところへ来たということで言っておいでました。この辺もまだふやさんがかねというようなことも言っておいでましたが、それはわかりませんということで言っていたわけですが、大変な歩いて暮らせるまちづくりの、私はあの辺はモデル地区だと思います。

ぜひああいうのを今、氷見田鶴浜線、羽坂

交差点から二宮駅までの周辺、まだ先の方もあいていると聞いております。その辺での宅地の考えはあるのか、要望等はあるのかお聞きしたいと思います。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 宅地造成の質問にお答えをいたします。

現在、町においては住宅団地に隣接をした町有地の整備を行い、宅地として供給する計画であります。12月の定例会におきましても予算化をお願いいたしているところでもあります。

一方、今年度において町有地を含め宅地造成の候補地について調査を行っております。宮下議員が野々市町の事例を述べられたわけですが、私も今定例会の提案理由の中で触れさせていただきました地方自治体の創造性が今後ますます強く求められると考えております。

そうした中で、宅地造成は中能登町のまちづくり推進をしていくための大きな施策の一つであると考えております。

ご質問の羽坂地区については、現在正式な要望はありませんが、候補地の一つとして地理的条件、農業振興、あるいは環境問題などを踏まえて検討させていただいているところでございます。

その他につきましても、宅地造成の可能性につきましているいろいろと今調査中ということでございますので、よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

議長（若狭明彦君） 宮下為幸君

4番（宮下為幸君） 今、町長はほかの地区でも調査検討中ということを言われましたが、そういう調査検討している宅地造成の候補というのは現在は幾つもあるかないかということだけでもお聞かせ願いたいと思います。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 3カ所ほどあります。区長さんの方からこの辺はどうですかというようなこと、また民間の方からこの辺はどうですかというようなことで、私の聞いているところでは3カ所ほどございます。

以上です。

議長（若狭明彦君） 宮下為幸君

4番（宮下為幸君） 3カ所あるということで、ぜひまた宅地造成はしていただきたいなど。企業誘致もなかなかわけにいかないということで、ぜひやっぱり大型集積地を含めて宅地造成をしていただきたいと思います。

私は旧鹿西地区ですが、本当に今、少し明るい話題というか、明るいなというような感じがあります。それはどこかといいますと、デイサービスひまわりに神戸ルミナリエではありませんが、私は上区ルミナリエはすごいなということをおっしゃっております。地区の人が皆さんでお金を出し合って、150万円を集められてああいう韓国の「冬のソナタ」ばりの青色ダイオードでイルミネーションをつくられたということはすごいなと感じます。

ぜひそういう本当に住んでよかったというまちづくりをぜひこれから来年度にかけてまたしていただきたいなということをおっしゃって、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（若狭明彦君） 次に、2番 諏訪良一君

〔2番（諏訪良一君）登壇〕

2番（諏訪良一君） 通告のとおり3件について質問したいと思います。

最初に、石動山における通話の不便さの解消について。

林道城石線の開通、大宮坊の再建と関連施設の整備、氷見田鶴浜線の道路改修や各種のイベントの開催等に伴って、観光や散策などで石動山を訪れる人が年々ふえつつあるも、一方では公衆電話がなく、また携帯電話にあ

っては電波の圏外域のため、防災と緊急時において山からの電話連絡ができないとの不便さが指摘されています。

そこで、必要性の所感について、解消策の方策についてをお尋ねします。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 諏訪議員の質問にお答えをいたします。

まず必要性についてでございますが、現在、携帯電話会社として3社がございますが、石動山資料館周辺では1社以外は通話圏外と聞いております。ただし、通話のできる1社も地域の中のごく一部の場所では通話ができないと聞いてもおります。

石動山は国指定の史跡で、大宮坊や資料館などがあり、平成17年度では約2万人の方が訪れておりますが、その中には携帯電話での通話ができないなど不便さを感じられた方もおいでたのではないかと考えております。

現在、緊急時には資料館や大宮坊にある電話を使用させていただいておりますが、施設の休館日等には利用できないのが現状であります。また、災害等での電話線の断線も考えられますので、携帯電話での緊急連絡方法の確保も必要であると認識をいたしております。

次に、携帯電話の不便さ解消策といたしましては、まずだれもが気軽に利用できる固定電話の設置等が考えられます。また、携帯電話についてはアンテナ基地局を建設することが最善ではございますが、史跡内での建設は極めて難しいと思われれます。基地局建設以外にも方法があると聞いておりますので、通話エリアの拡充に向けた詳細な調査を携帯電話会社へ要望していきたいと考えております。

議長（若狭明彦君） 諏訪良一君

2番（諏訪良一君） 大宮坊の周辺では相当困難な面があるかと思いますが、携帯電話がどうしてもだめということであれば、固定電話でもやむを得ないのではなからうか、

こんなように思いますので、続いてご検討をお願いしたいと思います。

次に、被保険者証（カード）の更新についてです。

先般更新されました国民健康保険被保険者証は、以前のものに比べて非常に小さいため携帯しやすいという利点がある。反面、非常に小さくて薄い。持って歩いても、なくなるのではなからうかというような懸念が持たれております。

保険者証の更新にかかる経費の削減上の観点から検討すれば、当然考えられるところではなからうかと思いますが、反面、身分証明にも利用できる大変大切な証、カードであります。紛失や汚れ、破損等の心配が持たれるようなカードの作成を考慮すべき必要があるかと思っております。

そこで、カードのサイズについて。カード裏面に大変重要なことが記載されておりますが、その字が小さいために読める人がいないのではなからうかと思っております。そんなことから、注意事項欄の活字の大型化、汚れ、破損等の防止について伺いたいと思っております。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 本年9月に国保の被保険者証を、住民の要望でもあり、時代の流れでもありましたが、被保険者一人一人ですべていただけるようカード化をし、郵送でお届けをいたしました。

まず、1つ目の質問の大型化すればいかがかとのことですが、カードの大きさは国民健康保険法施行規則第6条第1項に縦54ミリ、横86ミリと定められており、金沢、小松、かほく市、志賀町などでも同サイズで同じ材質カードで実施をされております。これについて今すぐつくりかえるということは無理があり、今回は現物のものをご承諾いただきたくお願いをいたします。

国保の保険証は基本的には1年ごとの更新となりますので、規定外の材質や厚み等につ

いては住民の要望をできる限り反映をしたいと思いますと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

2点目の注意事項欄の活字の大文字化についてでありますけれども、小さいカードの中であれだけの必要事項を記入しますと、文字サイズは最大でもあの大きさが限度になりますが、やはり次回にはできる限り短い文章で表現をし、少しでも文字を大きく読みやすいものへ努力したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（若狭明彦君） 諏訪良一君

2番（諏訪良一君） もう1件の汚れ、破損等の防止についてはどのようにお考えですか。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 申しわけございません。今のカードは大変薄く、サイズも決まっているわけでありまして、先ほど申しましたように1年で更新をいたします。次、厚さ、それらにつきましては汚れをすぐふくような、何かそういう材質で変えてまいりたいと、そう思っております。

議長（若狭明彦君） 諏訪良一君

2番（諏訪良一君） こんなようなフィルムがもう市販されております。これを望む方がおいでるわけです。これ1枚28円ほどなんです。何千枚と予約すれば相当安くなってくると思われます。そして、これを挟みましてラミネーターという簡単な機械があるんです。それにかけるともうきれいなこんなカードになります。医者によっては、これをサービスしてくれるようなところも出ておりますので、ぜひこのあたりも検討していただきたいと思います。

その次に、行財政改革大綱の策定についてであります。

行財政改革の推進を抜きにしては、その将来の運営がままならないという文言は中能登町総合計画案に明記されております。中能登

町の誕生は、いわば行政改革を断行するための手段にあると言っても過言ではないと思います。財政事情が非常に厳しい折、いち早く合併後の新たな行財政改革を策定し、邁進してこそ所期の目的が達せられるのではなからうかと思えます。

このことについては、昨年12月の議会で私が一般質問しております。そのときの答えは、18年3月末には議会の前で公表したいとの回答でした。策定作業の進捗状況について、公表時期についてお尋ねします。

議長（若狭明彦君） 苗山参事兼総務課長

〔参事兼総務課長（苗山雅幸君）登壇〕

参事兼総務課長（苗山雅幸君） 諏訪議員のご質問にお答えをしたいと思います。

中能登町行財政改革大綱につきましては、昨年、役場職員において行政改革ワーキンググループを組織いたしまして、職員アンケートを実施し、約80件の提言がありました。その後、提言の集約と各担当からの意見聴取を実施を行いまして、素案をまとめております。その素案を課長補佐会議、課長会議にて協議したものを本年3月29日に開催いたしました中能登町行政改革懇談会において有識者の方々に大綱の内容を確認していただきました。その後、公告並びに町のホームページにおいて大綱の内容を公表はいたしております。

しかし、行財政改革については日々の積み重ねが大切であるとともに、職員一人一人が改革に対する意識を高めることが重要かと考えております。年が明ければ、行政改革大綱における本年度の進捗状況を検証するとともに内容を見直していくこととしております。

検証の方法といたしましては、役場の課長会議を行政改革推進本部と位置づけまして、その推進本部を中心として検証作業を進め、その結果を順次懇談会を開催いたし公表していくこととしておりますので、よろしく願いをいたします。

なお、行政改革懇談会の委員には8名の方、各種団体の長でございますが、8名の方に委嘱をいたしております。

以上です。

議長（若狭明彦君） 諏訪良一君

2番（諏訪良一君） 特に財政の関係は大変難しいと思います。国自体もはっきり定まっていないうところですが、かといってそれをいつまでも検討、検討ではタイミングを失してしまうのではなからうかと、このように思います。

でありますので、やはりここで答えていただきました言葉を真摯に受けとめて、それに責任を持てるような業務の推進、このあたりを特にお願いしたいと思います。

昨年の12月、このほかにもう1点ありますが、そのことはきょうは割愛しますが、とにかくここで答えていただいたことに沿わないような業務の推進を皆さんにお願いしたいと思います。

以上で終わります。

議長（若狭明彦君） ここで昼食のため1時20分まで休憩いたします。

午後0時04分 休憩

午後1時20分 再開

議長（若狭明彦君） 会議を再開いたします。

7番 甲部昭夫君

〔7番（甲部昭夫君）登壇〕

7番（甲部昭夫君） 私の番がやっと参りましたけれども、一言断っておきたいんですけども、一般質問の通告書に、私の質問の中に「拒否のうわさを」と括弧して、私は町民と書いてあるので、ある人がこれは町長と書いてあるがでないかと言われたものですから、この辺、皆さんひとつ町民ということで、町長ではないということでご訂正をお願いしたいと思います。

それでは、今回の質問は、先ほど宮下議員

も言うておいでになりました学校の教育問題のいじめ、そして登校拒否、自殺問題について一言お聞きをしたいと思います。

この問題で、いじめなど全国各地で子供たちや学校長までが犠牲になり亡くなっており、本当に痛ましいことだと思っております。

今、私たちの小中学校時代のことを思い出しますと、その当時は先生にしかられることは当たり前で、そういう問題を家まで持って行って処理するようなことはほとんどなかったと思っておりますが、昔と今は本当に違っているんだなとつくづく思います。

さて、本題に入りますが、一連のいじめ、登校拒否、自殺問題に関して教育長はどのような所感を持っておいでになるか、一言お聞きしたいと思います。

議長（若狭明彦君） 池島教育長

〔教育長（池島憲雄君）登壇〕

教育長（池島憲雄君） ただいまの甲部議員のご質問にお答えをいたします。

いじめにより児童生徒がみずからの命を絶つという本当に痛ましい事件が相次いで起こりまして、大きな社会問題となっております。報道によりますと、教職員自身の言動が児童生徒を傷つけたり、いじめを助長したというケースもありました。38年間にわたり学校現場で子供たちの教育に携わってきた者として、まことに残念でたまりません。

大切なお子様をお預かりいたしまして、しっかりと守るべき学校で深刻ないじめが発生し、それが原因でみずからの命を絶つ。そういうようなことは絶対にあってはなりません。とにかく学校長を中心に、教職員が一丸となっていじめが起こらない学校づくり、いじめを起こさない指導に全力で取り組んでまいります。

まずは、子供と教師と保護者相互の信頼関係を築くこと。その上に立って心の教育を真

剣に推進してまいりたいと思います。特に、いじめを含めさまざまな問題行動には早期発見、早期対応が肝心です。問題を抱える児童生徒への親身になった指導に努めるとともに、保護者の協力、関係機関との連携を特に重視して取り組みを進めてまいります。

地域の皆さん方のご協力もぜひお願いをしたいなと思っています。

よろしく申し上げます。

議長（若狭明彦君） 甲部昭夫君

7番（甲部昭夫君） その問題に関しまして、私は町民の方から当町の学校において登校拒否をしているという、子供さんが数カ月拒否をしているというような話を聞いております。詳しくは申し上げることはもちろんできないわけですが、このような事実があったのかどうか、教育長は現場の先生から報告を受けているかどうか、この点をお聞きしたいと思います。

議長（若狭明彦君） 池島教育長

教育長（池島憲雄君） ただいまのご質問は、当町の小学校でいじめによる不登校があるのではないかとのご質問だったと思います。

甲部議員が今言われましたとおり、2学期に入ってからいろいろなことが原因で学校を休みがちになる子が町内の幾つかの学校で何人か出てまいりました。これは事実です。

その中で、初めの間は担任の先生や友達の働きかけで何とか学校へ来ていたわけですが、現在は欠席が続いているというお子さんもおいでます。その一方で、学校や家庭、そして関係者の皆様の懸命な働きかけによりまして元気に登校できるようになったお子さんもおります。

ただ、学校を休みがちとなる原因は非常に複雑でありまして、すべてがいじめが原因だという、そういう単純なものでは決してありません。実際は幾つかの要因が重なり合っておりまして、解決の方法も非常にそのケー

ス、そのケースで異なってまいります。

教育委員会といたしましても、学校へ行きたくないという子供たちが一日も早く元気に登校し、みんなと一緒に学校生活を送ることができるように問題解決に向けて積極的に取り組んでいきたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（若狭明彦君） 甲部昭夫君

7番（甲部昭夫君） そこで、その子供のお話を聞いたという方のお話を聞いたんですが、学校の先生が信頼できないというようなことも言っているというようなことでございました。その原因を早く解決しないことには大変な事態になることも想像されますので、この件に関してはその対応をお聞きしたかったですけれども、今の教育長の答弁に一部その対応の姿勢が入っておりましたので、これは答弁は要らないようにいたしたいと思っております。

なお、当町にも小さいいじめや登校拒否などがあったことに驚いているわけですが、早く解決していい環境をつくり、みんなで学校生活を楽しく送れるような子供たちを育てていきたいと、そういうふうに念願をしております。

次に、せんだって新聞の報道ではございますけれども、学校の給食費未納という問題が出ておりました。これに関しても、この機会に一言お聞きしておきたいなと思うんですが。

福井、富山、石川と比較しますと、石川県は数字は554万円ということで0.15%、全体の0.15%という数字を書いてありました。これには未納の理由というのは払えない人もいるし、払っても払えない人、それにまた払う気のない人というような、そういうのもたくさんいるということでしたけれども、この辺は当町においての学校給食でそういう問題はあるのでしょうか。また、未納者が何人かい

るのでしょうか。その辺も少しお聞きをしたいと思います。

議長（若狭明彦君） 池島教育長

教育長（池島憲雄君） 続きまして、学校給食における給食費の未納の件についてお尋ねがあったかと思います。17年度の資料でお話をさせていただきます。

学校給食を提供している児童の数は1,594人、給食費の総額は8,024万1,968円となっております。未納者の数は33名、金額にして83万4,350円、パーセントで1.04%となります。

未納の理由といたしましては、先ほどご指摘がありましたように保護者の経済的問題、それから責任感あるいは規範意識の問題があると思っております。

未納者の対応といたしましては、電話によるお願い、文書によるお願い、あるいは学校長、学校の職員あるいは教育委員会の職員、給食関係者が家庭訪問を行いましお願いに回っているということです。

ちなみに17年度、先ほどの数字がありましたけれども、それが今年度、12月7日までにどれほど改善したのかということで少し触れておきます。前年度分について、今年度に入ってから支払いをしていただいたのが19万6,560円、それから平成17年度、ずっとそれ以前の分について8万円、合計27万6,560円という金額が今年度おくれて納入をしていただいております。

以上です。

議長（若狭明彦君） 甲部昭夫君

7番（甲部昭夫君） ただいまの報告をいただきまして、やっぱりうちの町にもあるんだなということを痛感しました。こういう問題はなかなか難しいので、これ以上追及することもできませんけれども、今後よろしくお聞きしたいと思っております。

最後に、学校統合問題について簡単にお聞きしたいと思っております。

学校統合問題については、合併時においては鹿西中学校を使うか、新しいところにもしくは建てるかというような2案が出ていたと思います。そして、合併後にせんだって報告をいただきました新しいところに建てるというような場所に建築をするということになったと聞いておりますが、町長はこの問題に関してどのように考えておいでになるか、改めてお聞きをしたいと思っております。

よろしくお聞きいたします。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 甲部議員の質問にお答えをいたします。

学校統合につきましては、中能登町学校統合検討委員会より先般答申をいただいたとおりでございます。私はこの答申を尊重し、学校再編に努めていきたいと思っております。

まずは、統合中学校の建設に向けて、統合中学校が新しい時代にふさわしい学校になるよう、学校建設に対する基本的な考え方について保護者や地域住民及び学校の代表者の方々から意見を求めて進めたいと思っております。

これからの事業を進めるに当たりさまざまな課題が生じると思いますが、住民の皆様方とご相談をしながら進めてまいりたいと、そう思っております。

そういう中で、きのう全協の中でもう少し踏み込んだ答弁をしたところであります。答弁というか、お示しをしたところでありますので、この場でもう一度私の考えの一端を述べさせていただきますと思います。

旧町の合併協議会の中で、いち早く中学校の統合問題が取り上げられ、少子化傾向が続くことも考慮し、一日も早く統合中学校を開校すべきであるとの答申がなされました。内容としては、鹿西中学校を増改築して利用する場合と、統合中学校を新規に建設する場合の両論併記の形で提案を受けていましたが、

町民の意見を拝聴する必要があるということから、本年3月3日に中能登町学校統合検討委員会を立ち上げ、委員に15名を委嘱し、協議をしていただきました。その答申の内容は皆様方にお配りしたとおりであります。

そこで、私といたしましては、合併の基本理念であります現有施設の有効利用と財政的なことを考慮しつつ、今回の答申を真摯に受けとめ熟慮した結果、教育環境、通学の利便性を考慮し、適切な場所に新校舎を建設すべきであるとの思いに達しました。議員の皆様方のご理解、ご協力を切にお願いを申し上げます。

今後は、仮称であります但統合中学校建設準備検討委員会を立ち上げ検討していただくほか、平成19年度予算には計画、設計等の予算計上をし、本格的に建設に向けて進めたいと考えております。

議員の皆様方には逐一検討結果等を報告し、ご理解を得、お知恵も拝借しながら、新町の大きな目玉事業として実施してまいりたいと思っております。

なお、建設場所、規模、敷地面積等は全く白紙の状況であり、現有の施設の利用方法等についても今後議員の皆様方にご相談申し上げますので、ご協力のほどお願いを申し上げます。

また、小学校の統合につきましては、統合中学校の建設後に将来を展望した形で検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

これが私の考えであります。

議長（若狭明彦君） 甲部昭夫君

7番（甲部昭夫君） ただいま町長からご返答をいただきました。一歩進んだお答えを期待していたら、そのとおりだと思って喜んでおります。

これからまた生徒のこととかいろんなことを考えてこういう問題が進んでいくんだろうけれども、そういう問題に関しては今ここで

私も発言する立場にないので言われませんが、けれども、またゆっくりと考えていい学校、いい中身の生徒をつくっていただきたいなど、そういうふうに思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

終わります。ありがとうございました。

議長（若狭明彦君） 次に、10番 武田純一君

〔10番（武田純一君）登壇〕

10番（武田純一君） 質問に入ります前に、私の通告書で文字が違っておりますのでご訂正方をお願いいたします。

3番目に書いてあります町営公衆浴場の欄ですけれども、「料金の総一」になっておりますけれども、そうではございません。「統一」でございますので、訂正方をよろしくお願いいたします。

それともう一つ、2番目に総合計画について質問するのに出してあるんですけども、総合計画につきましてはきのう全員協議会で協議もされ、また序章、基本構想について素案が出た時点で私は何点か自分の提言を行っております。その提言が採択されておりますので、これに関しては触れることはしません。

それともう一つ、特別委員会も設置されるやに聞いておりますので、今回は総合計画については取り下げをいたします。

それでは、質問をさせていただきます。

平成19年度の予算についてお尋ねをいたします。

12月3日の地方紙に、「市町村財政基盤強化へ」の見出しで「県内19市町地方債は初の減少」とありました。当町の実質公債費比率は10.6%で、要注意ラインだと言われております18%を大幅に下回り、従来の起債制限比率は5.5%で、同じく要注意ライン14%、これも大幅に下回っており、健全財政であり喜ばしい限りでないかなと思っております。

しかしながら、喜んでばかりはおられません

ん。標準的な財政規模に対する義務的経費の割合を示す経常収支比率は88.8%であります。この数値は決算審査特別委員会の要求により得た数値であります。町においては75%を超えると財政構造の弾力性が失われつつあると言われていています。それが88.8%であります。

また、義務的経費は35.26%、うち人件費は19.38%です。投資的経費は19.5%であります。これらのことを踏まえて、17年度の総括をお願いしたいと思います。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 武田議員の質問に対してお答えをいたします。

平成17年度決算を総括しての思いはどの質問ですが、平成17年度は合併後初めての予算を組み、真に必要な施策、優先順位を見きわめながら、過度な投資は行わず、健全財政と住民福祉の向上を心がけて、1年間暗中模索の中に執行をしてまいりました。

しかし、全国を震撼させたアスベストの有害物質の除去工事等があり、特に教育施設に思いがけず多額の費用をかけざるを得ない状況もありましたが、それ以外は町民の生活に密着した環境整備を実施してまいりました。

収入面においても、合併市町村補助金として2億4,500万円が交付され、町税についても8,800万円の増額となりました。その結果、先般、石川県より発表がありました平成17年度決算における主要財政指標の状況では、中能登町は地方債の財政負担を示す指標であります実質公債費比率や起債制限比率は大変良好な数字を示しております。

その一方で、町税などの自主的に収入できる財源の比率であります自主財源比率は残念ながら悪い方から3番目ということであり、今後とも自主財源の確保と強化を図らなければならない状況にあります。

また、ご指摘のありました経常収支比率に

つきましても県内19市町のうちよい方から3番目という結果であります。今後ますます財政が硬直化することが予想され、厳しい財政運営が求められています。

しかし、17年度は合併初年度ということもあり、私のモットーであります町民の融和を図るべくイベントの町祭を開催したほか、さまざまな交流の機会を得る事業が実施できたことは大きな意味を持った年であったと思っています。

17年度を総括いたしますと、中能登町まちづくり計画の基本理念であります「ふるさとふれあい 心を育む 中能登町」の具現化に向けた第一歩であり、まさに議員の皆様方の深いご理解とご協力により1年目を終えたと思っていますので、よろしく願いをいたします。

議長（若狭明彦君） 武田純一君

10番（武田純一君） どうもありがとうございました。

義務的経費が35.26%、それから人件費の方19.38%、今後ますます義務的経費がふえていくだろうと。投資的経費、これは17年度が19.5%ということで、この数字も決して高い数字でなかろうかなと思います。

そういう中であって、人件費の方ですけれども、中能登町は石川県でも人件費が低い町ではなかろうかなと思います。どうかその義務的経費、これを少しでも減らすような努力をしていただきたいと思います。

それでは、次に移ります。

次に、19年度の予算について、基本施策について問うてあるんですけども、これは先般、坂井議員の質問に町長が答えられましたので、これに関しては割愛をさせていただきます。

次に、平成19年度の予算規模と歳入見込みについてお尋ねをいたします。

その先に、決算審査特別委員会で求めた資料に起債償還推計表があります。平成17年度

公債費は元金が7億7,641万10円、利子は1億7,588万6,224円、合計9億6,452万7,234円です。19年度の償還は、17年度より2億7,000万円の増加になります。償還のピークは平成21年度で13億8,680万386円で、17年度より4億3,400万円の増加になります。平成22年度は13億7,960万、4億2,440万円の増になるのではないのでしょうか。17年度とほぼ同額になるのは平成26年になるのではなかろうかと理解しております。

これらのことを踏まえ、我が国の景気は緩やかな回復傾向にあるとも言われております。しかしながら、私どもにはまだまだ実感できないのが現状でございます。

加えて、地方交付税の大幅減税が報じられております。先ほど町長が言われました自主財源比率、17年度、これは24.92%でありました。大幅な伸びは望まれないと思っておりますが、予算規模と収入見込みについてご所見を賜りたいと思っております。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 予算規模と歳入見込みについてお答えをいたしたいと思っております。

平成19年度の予算規模等についての質問がありますが、まず質問がありました地方債の償還についてであります。18年度の一般会計で借入します地方債の総額は、合併特例債のケーブルテレビ施設整備事業や合併まちづくり基金等でおよそ39億円を借り入れる予定であります。現時点では、償還のピークが平成21年度になると推計をしております。

次に、予算規模と歳入見込みについてですが、日ごろより皆様方にお話ししているように今のところ大型事業の予定はございませんが、新年度は経常的な事業が主になり、予算規模は18年度より縮小されるかと思っております。しかし、将来の事業計画においては大型事業も見込まれることから、費用対効果の検証を徹底的に行い、投資的経費及び補助金等の歳出全般の見直しを行うよう今年度、

経常経費のマイナスシーリングを命じております。

歳入見込みにつきましては、19年度は今年度が増えて国からの交付税等が大幅に削減されることが見込まれておりますので、財源確保に一層重点を置く必要があります。

今後とも国の動向を注意深く見守り、税収の確保や受益者負担の適正化により財源確保に努めるほか、事務事業全般について徹底的に見直し、創意と工夫を凝らした予算編成に取り組んでいくこととしておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（若狭明彦君） 武田純一君

10番（武田純一君） 今ほどの町長の答弁の中で、来年度の予算規模、これはことしよりも、平成18年度よりも少なくなると。それから歳入についても交付税が少なくなるといふ、そういう中で予算を組まれるということで、大変な作業だなというふうに思います。ひとつ歳出の方の見直しをされまして、健全経営、これを続けていっていただきたいなと思っております。

それで、次の質問も歳出の関連になるんですけれども、次に移らせていただきます。

町営公衆浴場についてお尋ねをいたします。

公衆浴場法の定義によれば、公衆浴場とは、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して公衆を入浴させる施設をいふと定義されております。浴場業は、県知事の許可を受けて業として公衆浴場を営むということになっております。

当町の健康ハウス憩、老人福祉センターゆうゆう、老人福祉センター天平の里、3カ所とも県知事の許可を得た公衆浴場です。歴史にそれぞれ相違がありますが、旧町時に建設され、経営主体も町福祉課、町社会福祉協議会と異なっております。

天平の里は鉱泉で効能もあります。他の2つは水を沸かしたただけであります。この3つ

の公衆浴場は合併協議会で協議検討されたことはありませんでした。中能登町になり1年10カ月になろうとしております。経営を一本化し効率的な管理運営体制の確立をする時期に来ているのではないのでしょうか。

平成17年度利用者は、天平の里が2万9,393人、憩は5万6,410人、ゆうゆうは2万1,947人であります。利用時間の方ですけれども、天平の里は9時30分から16時まで、ただし入浴は15時になっております。ゆうゆうは9時から16時まで、憩いは9時30分から21時40分まで、13時から30分、清掃の時間になっております。

対象者の方ですが、天平の里は20歳以上、ゆうゆうは町内60歳以上または身体障害者になっております。憩は制限はございません。

料金の方ですが、天平の里は町内60歳以上と身障者は200円、その他は300円であります。ゆうゆうは60歳から64歳までは100円、65歳以上及び身障者は無料でございます。憩は小学生、65歳以上、身障者は100円、中学生から64歳までと町外の方は300円であります。

町民利用者の不公平感をなくするためにも、料金の統一を図るべきではなかろうかなと思います。それから、先ほどありました歳出の削減ですね。これも図れるのではなかろうかなと思います。

もう一つ、過剰サービスの廃止について申し上げたいと思います。

健康ハウス憩の平成17年度消耗品に、ボディソープの購入代54万540円がございます。それと、週刊誌、雑誌が12万6,000円です。1カ月1万円ちょっとになります。この2つの方を検討する必要があるのではなかろうかなと思います。ご所見を承りたいと思います。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 町営公衆浴場についてのご質問でありますので、お答えをいたし

ます。

現在、町が直接管理運営をしております鳥屋地区の老人福祉センターゆうゆうと鹿西地区の健康ハウス憩、それに町の社会福祉協議会が管理運営をしております老人福祉センター天平の里の3施設がございます。

これらの施設は、いずれも公衆浴場法の認可を受けて営業行為をしている部分については同じであります。運営主体が違っております。ご指摘の経営の一本化につきましては、同じ公衆浴場であり、また健全経営を図ることから、今後統一化を図ってまいりたいと考えております。

次に、料金の統一についてであります。議員の言われる利用料金や対象者が異なっております。天平の里、ゆうゆうにつきましては、老人福祉センターとして運営をしております。健康ハウス憩についてはお年寄りから若者までが利用できるようにし、また町外からも利用していただくためにサウナや最新のトレーニング機器も設置をし、喫茶コーナーも設けております。3施設の建設時の目的及び施設設備面で格差があり、同一料金にするのは困難かと思われ。しかしながら、現在の利用料金及び対象者につきましてはばらつきがあり、今後段階的になるべく均衡のとれた運営形態に統一してまいりたいと考えております。

次に、健康ハウス憩の消耗品でございますが、ボディソープでは町外のスーパー銭湯や羽咋市のユーフォリア千里浜、志賀町のSHI・ON、中島のいやしの湯などに備えつけられております。ボディソープはサービスではなく、利用料金の一部と考えております。

次に、週刊誌、新聞でございますが、週刊誌は2部、月刊誌が1部、新聞は2社の購読をしております。同じく町外の入浴施設を見ましても週刊誌、新聞は置かれており、休憩時のひとときを過ごすのにも必要かと思われ。何とぞご理解をいただきますようお願いいたします。

願いをいたします。

以上です。

議長（若狭明彦君） 武田純一君

10番（武田純一君） 経営主体の統一を図りたいと。ありがとうございます。ぜひそのように進めていただきたいと思います。

それから、料金の方ですけれども、ゆうゆうの方に65歳以上の方と、それから身障者の方が無料になっております。憩の方では65歳以上の方、身障者とも100円です。それから天平の里の方は、これは200円です。ぜひこのあたりもさらなるご検討をお願いしたいと思います。

それから、私の過剰サービスでないかと言いましたボディソープの方ですけれども、もし今の論法でいった場合には、ゆうゆうの方、それから天平の里の方も該当するのではなからうかなと思います。そちらの方ともよく相談をされまして、不公平感のないようにしていただきたいと思います。

それから、ことしの春ですか。天平の里の方を改造しまして、ふるが2つになったと。そのときに、公衆浴場法の適用というふうなので大変関係者の方が苦慮されたはずです。町長もその担当部局の方へ赴かれております。私も担当部局の方へ伺いまして、その効があったかないかはわかりませんが町の方の要望どおりになったと。これは公衆浴場の関係です。

時間を区切って女湯になったり男湯になったり。これはできないと。これは県の条例、それから国の方の法律を見ていただければわかりになると思います。今後、修理その他が出てきたときには、やはりもう少しシビアな取り扱いが必要でなからうかなというふうに思います。

今申し上げました何点かの要望、これをもう一遍検討されるようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

議長（若狭明彦君） 次に、1番 笹川広美君

〔1番（笹川広美君）登壇〕

1番（笹川広美君） 中能登町議会が新しいスタートを切った本年も残すところ2週間余りとなりました。1年生議員として何もわからない中、先輩議員を初め多くの皆様のご指導をいただき、本日第2回の一般質問に立たせていただきます。

今回も3項目にわたる質問を町民の皆様の声を代表し行わせていただきますので、町長を初め担当課長の皆様の温かいご答弁をよろしくお願いいたします。

まず、いじめ、不登校の問題について、町長並びに教育長のご所見をお伺いいたします。

今、いじめを苦しめた子供たちの自殺が全国で相次ぎ、世間に大きな衝撃を与えております。また、このようないじめの問題は日本ばかりではなく、世界じゅうで深刻な社会問題となっております。イギリスでは、6万人とも言われる不登校の子供たち、その3分の1はいじめが原因であるとのこと。私も小学生の子供を持つ親として大きな不安を抱かずにはおれません。

いじめ防止のための取り組みが急務とされる中、政府は2006年度補正予算案でいじめ対策のための経費を計上する方針を明らかにしました。また、教育再生会議においてもいじめ問題への緊急提言をまとめております。

いじめなんて昔からあった、大したことはない、こんな時代だから少くらい仕方がないなどという声があります。とんでもない。だれが何と言おうと、いじめは絶対に悪です。いじめられている側に問題があるのではありません。いじめる側が100%悪いのです。目の前のクラスメイトが苦しんでいる心がわからない。恐ろしいことです。わかっていじめをやっているとしたら、もっと恐ろし

い。

社会全体がいじめは人間として絶対に許されないという強い認識を持つことが何よりも不可欠であります。学校側は、どんな理由があろうと人を苦しめるいじめは悪という姿勢を貫き、いじめを発見したらすぐにやめさせる行動を起こすべきです。

また、いじめをなくすかぎを握っているのは周りで見ている子供たちです。自分に関係ない、見て見ぬ振りもいじめもと同じなんだと教え、傍観せず、いじめをとめる勇気を持つとうとさを私たち大人が呼びかけていくことが大切だと思います。

中能登町におきましても、このいじめ問題は決して対岸の火事としてのんびり眺めている問題ではありません。

そこで、いじめ、不登校問題について中能登町の現状と取り組みに関し、以下の5点にわたりお伺いいたします。さきの宮下議員、甲部議員の質問とも多少重複する点もあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

1つ、現在、中能登町の小中学校のいじめの実態はまだ全体像が見えないとのお話でしたが、不登校の児童生徒は何人いるのでしょうか。また、その不登校の原因は何によるもののでしょうか。そして、不登校の子供たちへの具体的対策はとられているのかお聞かせください。

2、先ほど教育長からスクールカウンセラーは2名おいでとのことでしたが、相談窓口はどのように設置されているのでしょうか。また、相談活動の状況をお伺いいたします。

3、何よりいじめを早期に発見し、解決していく環境づくり、体制づくりが必要かと思われませんが、具体的取り組みをぜひお聞かせ願います。

4、子供にとって教師こそ最大の教育環境であると言われるように、一人の教師の存在は子供の成長、その後の人生に多大な影響を

及ぼします。この重大な使命を担う教員の資質向上に対し、どのように取り組まれておられますか、お伺いいたします。

5、一連の学校の不祥事を受け、教育委員会への批判と改革論議が高まっております。中能登町の教育委員会に照らし、教育長のご所見をお伺いいたします。

以上、5点にわたるご答弁をよろしくお伺いいたします。

議長（若狭明彦君） 池島教育長

〔教育長（池島憲雄君）登壇〕

教育長（池島憲雄君） 今ほど教育問題で非常にたくさんのご質問をいただきました。一つ一つ答えていきたいなと思っています。

まず第1点目、いじめ、不登校の問題について、その実態、人数、原因、対応についてのご質問であったかなというように思います。

いじめの実態調査につきましては、午前中お話をしたとおり、現在、結果を踏まえた状況把握と指導方針、あるいはどのような指導方法をとっているのかということをご各学校ごとに検討を行って、速やかな解決に向けて頑張っているところであります。

それから、もう一つの不登校についてですけれども、実際に町内の小中学校ともに、さまざまな悩みあるいは問題を抱えながら学校を休みがちになる子、それから学校へ登校できない子、また教室へどうしても入れずに別室で勉強をしている子も、わずかですがそういう子がおります。

それぞれの学校では、校長、教頭はもちろんですけれども、担任が中心となりましてその子供さんと丁寧にお話をしたり聞いたりしながら、また保護者あるいは児童相談所、スクールカウンセラー、あるいは羽咋にありますやすらぎ教室、それから七尾のわかたけ教室、そういったところともいろいろと相談をしながら解決に向けて頑張っているところであります。

それから2つ目、スクールカウンセラーの件についてですけれども、配置状況はどうなっているのかということだったかなと思います。

現在、スクールカウンセラーは県内では40数名が学校に配属になっております。この中能登町には、中学校2校、鹿島中学校と鳥屋中学校にカウンセラーの先生が配属となっております。週1回の割合で年間35回、配属になっている学校を拠点にしているいろと相談活動をいただいている、こういうことになっています。

相談状況、相談内容ですけれども、もちろん子供たちの悩みや心配事について相談に乗るカウンセリングを行う、そういうことが中心なんですけれども、そういう問題で悩んでおられる保護者との相談、もちろんそういう子を抱えている、そういう心配な子を抱えている学級担任との相談とか助言、あるいは実際に子供たちの教室で先生と一緒に授業に出て、子供たちの心の健康、体の健康、あるいは悩みのこと、そういったことについて指導をしていただく。そういうようなことで活動をしていただいております。

もちろん配属されている2校だけでなく、中能登町にある小中9校どこの子供さん、どこの保護者の皆さん、どこの教職員も相談があれば申し入れをいたしまして時間を決めていただいで相談活動を行う。そういうようになっているかなというふうに思っています。それが2つ目です。

それから3つ目、学校や教育委員会でどのような対応をしているのかということだったかなと思うんですけれども、とにかく学校の方では毎朝のように気になる生徒の情報交換というのを、学校によって朝やるところ、帰りにやるところ、職員会議でやるところ、あるいは週1回の生徒指導を中心とした委員会でやるところ、さまざまですけれども、気になる生徒の情報交換、どうもあの子は元気が

ないとか、どうも服装が乱れているとか、休みがちだがどうかとか、友人関係のこと、家庭でのこと、そういうようなことをすべて含めながら気になる生徒を出し合いまして情報交換を行い、そして一人一人の子供たちに当たっているということをやっております。

もちろん月1回の職員会議では生徒指導主事を中心といたしまして、話題に上がった生徒の中から少し困ったなという部分については全教職員でいろんなことを検討しながら、指導方針を立てながら学校挙げて取り組みを進めている、そういう状況かなというふうに思います。

それから4番目、教員の資質向上に向けた取り組みということだったかなと思うんですけれども、もちろん教員は絶えず人間修養と人間としての魅力を高めるためのそういう努力を日々行うべきでありますし、実際に行っていると思います。さまざまな機会を通して教師としての力量、授業力、指導力、そういったことも意識しながら教材研究をしたり、いろいろと本を読んだり、研修会に参加したりということでも頑張っております。

もちろん町や県の教育委員会が主催する研修会はたくさんありますし、教育センターなどの教育機関が主催する研修会もありますし、いろいろと指定を受けた学校の研究発表会等もありますし、そういうところに出かけながら研究をしているということで、研修の機会もたくさん用意されているのかなというふうに思っています。

それから最後、5番目ですけれども、教育委員会への批判が全国的にある。あるいは改革論議がある。それに対してどう思うのかということだったかなというふうに思うんですけれども、全国的にいろんな問題が、一つ一つ詳しいことはわかりませんが、例えばいじめ問題で非常に対応のまずさがあったとか、いろんな問題で教育委員会の不備が指

摘されていることもあったのかなというように思います。私たちの教育委員会では、とにかく住民の皆様方のご意見を踏まえ、そういったものも反映しながら教育行政に対する指導、助言をしっかりと行って自分たちの責任を果たしながら頑張っていると思いますし、今後もいろいろと指導力を発揮しながら町の教育行政にかかわっていきたいなというふうに思っているところです。

なかなか詳しいことはつかみ切れなかった部分もあるわけですが、以上です。

議長（若狭明彦君） 笹川広美君

1番（笹川広美君） ありがとうございます。

教育の目的は子供たちの幸福にあります。中能登の子供たちを一人としていじめなんかで苦しませるものかとの思いで全力で教育行政に取り組んでいただきたいと強くお願い申し上げます。

次に、子供の読書活動の推進についてご質問いたします。

平成13年12月、子供の読書活動の推進に関する法律が施行されました。その基本理念には、子供の読書活動を人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことができないものとしております。とりわけ子供たちの読書活動を推進していく上で学校図書果たす役割は最も重要なところであります。

文部科学省は、平成5年度の学校図書整備新5カ年計画の実施に当たり、蔵書数の目標として学校図書標準を制定しております。例えば、小学校の場合、12学級の学校ならば7,960冊、6学級の学校ならば5,080冊、中学校では15学級の学校ならば1万720冊、6学級の学校ならば7,360冊と定めております。

また、子供読書活動推進法の成立を受け、学校図書の整備充実を図るため、平成14年度より5年間、毎年約130億円、総額約650億円の地方交付税措置が講じられております。

全国学校図書館協議会の調査によりますと、図書整備費が予算化されている地域の小学生の1カ月の読書量は予算化されていない地域の小学生の2倍に上がっております。さらに学校図書館から借り出された本の冊数は、予算化されている地域では予算化されていない地域に比べ、小学生で2.5倍、中学生では3倍以上だったということです。いかに図書館の蔵書数の大小が子供の読書率に影響を及ぼしているかを物語る調査であると思われます。

中能登町の小中学校へは学校図書充実のための十分な予算措置はなされているのでしょうか。また、各学校の図書の蔵書冊数は学校図書標準の目標冊数に達しているのでしょうか。お伺いいたします。

次に、学校図書館への司書の配置についてお伺いいたします。

平成15年から全国の学校約2万3,000校に教育活動や読書活動の中心的な役割を担うことを目的として、学校図書館の専門的職務を担当する司書教諭が配置されました。かほく市では、現在、6つの学校に順次司書が配置され、図書室の本の貸し出し件数が2倍以上に急増したとの新聞報道を目にしました。昼休みは図書室は楽しく読書をする児童であふれておりました。

中能登町におきましても、大変優秀な司書の方がお1人おられます。お1人で小学校、中学校の9校を巡回する形で頑張ってください、おかげさまで以前より子供たちの読書量がふえていると伺いました。

しかし、9校を掛け持ちで担当されるのはかなり無理が伴い、思うような活動が困難であると思われます。早期に図書司書の増員をお願いし、将来的には全校に司書が配置できることを目指していただき、子供たちの読書活動を大きく推進していただきたいと思っております。何とぞ教育長の前向きなご答弁をよろしくお伺いいたします。

議長（若狭明彦君） 池島教育長  
教育長（池島憲雄君） 先ほどの笹川議員  
の子供の読書活動についてのご質問であった  
かなというように思います。

まず、平成17年度地方交付税教育費積算基  
盤による標準施設単価であります小学校1学  
級当たり2万4,388円、中学校1学級当たり  
4万9,600円をもとにした学校図書館費概算  
額は、中能登町の小学校6校53学級で129万  
3,000円、中学校3校23学級では114万1,000  
円であります。

実際の学校図書費は、小学校では平成17年  
度171万円、18年度は209万円となっております。  
中学校の方では、平成17年度も18年度も  
107万8,000円となっております。

次に、学校図書の蔵書、それから整備状況  
についてですけれども、小学校では4万  
4,916冊、充足率120%、中学校の方では2万  
5,509冊、充足率は113%となっております。  
今後も順次新しい図書を購入し、整備をして  
いきたいというように思っております。それ  
が1点目です。

次、2点目、学校図書館への司書の配置の  
件についてお話をされたかなというように思  
います。

学校からの強い要望にこたえまして、今年  
度から町で図書館司書1人を採用し、町内の  
学校9校を掛け持ちで巡回指導を行ってあり  
ます。これは先ほど笹川議員言われたとおり  
です。

学校現場からは、大変よかったと高い評価  
を受けているわけですが、月2回の指  
導では本来のよさを十分に発揮してもらえな  
い。何とかして増員をお願いできないかとい  
う強い要望があることも承知をしております。

学校側が司書の方に期待するものとして、  
学年単位の読み聞かせ、あるいは図書購入の  
際のアドバイス、あるいは新刊図書の紹介、  
図書室の環境整備や年代に合った子供たちへ

の読書の指導、そういったものをぜひ充実し  
たいなという、そういう期待があります。

一番簡単なことを言いますと、図書館司書  
を2人でも3名でも採用できればいいわけ  
ですけれども、何とか一般町民の皆さんで学校  
図書館ボランティアのような形で支援をして  
いただく、そういう体制はとれないものが。  
あるいはまた、町の職員の方で司書の資格を  
持った方も何人かおいでますので、そういう  
方を学校の図書館司書として配置していただ  
くことが可能なのかどうかというようなこと  
も含めまして、今後検討させていただきたい  
なというように思っております。

以上です。

議長（若狭明彦君） 笹川広美君

1番（笹川広美君） 大変前向きなご答弁  
ありがとうございます。テレビやゲームの影  
響により子供たちの本離れ、読書に親しむ時  
間は残念なことに激減しております。成長著  
しい子供たちに読書が与える影響は計り知れ  
ません。この大切な時期に読書の楽しさをも  
っと伝えてあげる努力を私たち大人は怠っ  
てはいけないと思います。どうか教育長を中  
心に力強い読書活動の推進をよろしく願い  
いたします。

最後に、不法投棄についてお伺いいたしま  
す。

先月10日、地元町内会で議会報告を開かせ  
ていただきました。60人近くの多くの方に参  
加いただき、その際、氷見田鶴浜線の県道沿  
いではよくごみが捨てられている。軽トラで  
2台分も処理するほどだ。この道沿いは田ん  
ぼが多く、農作業をする人が大変困ってい  
る。町でクリーン運動を行っているが、ポイ  
捨てごみが一向に減らない。せめて中能登町  
の住民だけでもポイ捨てはしないということ  
を訴えていってはどうかとの住民の皆さんの  
声がありました。

子供たちとクリーン運動に参加すると、た  
ばこの吸い殻、ビールの空き缶などなど、ど

う見ても大人が捨てたとしか考えられないごみが多く散乱しています。すると、子供たちからは大人のモラルの悪さへの厳しい批判の言葉が次々と飛び交います。本当に情けない限りです。

ポイ捨てごみの問題は、私たちにとっても身近で日常的な、そして日本全国どこの地域も抱えている半永久的な大きな問題であります。

野々市町では、道路など公共施設を養子に見立て、町民が里親役となり、美化ボランティアに取り組むというアダプトプログラムが平成14年から行われております。現在、この美化ボランティアの登録は6企業4団体で約200人に広がり、町民の善行がすっかり定着をしてきたそうです。

また、加賀市でも地域の美化活動の仕組みづくりを金沢星稜大学が研究、調査しているとの新聞記事がありました。先月、ごみフォーラムinかがというイベントの開催も行われています。どこも美しいまちづくりを目指し、知恵を絞り奮闘されております。

秋田県北秋田市では、沿道1,100メートルに植栽を行い、地元の人々から花の希望ロードとして親しまれている県道があります。夏にはヒマワリが温かく帰省客を迎え、秋にはマリーゴールドが市主催のマラソン大会のランナーにさわやかな声援を送ってくれる。平成10年、地元老人クラブの会長さんが、ポイ捨てごみが散乱し雑草が茂る県道に花を植える活動をたった1人から取り組み、今では109名もの会員が携わる一大プロジェクトへ発展したそうです。

そして、皆さんもよくご存じかと思いますが、我が石川県でも能登半島を駆ける珠洲道路のサルビアの植栽は本当に圧巻です。道の左右を何キロメートルにもわたり、それは見事なサルビアの真っ赤なじゅうたんが行き交うドライバーに大きな感動を与えてくれます。この植栽活動は、全くお1人の方の真心

で行われているとお聞きしています。

我が中能登町でも近くの道路を手入れしてくださっている方、また、だれに言われるでもなく家の前の公園を我が家のごとく大切に管理してくださっている方等、人知れず地域の美化にご尽力くださっている方々がいらっしゃいます。

私たちの町は私たちの手で守っていきこう。子供たちからお年寄りまでみんなが誇れるまちづくりができたならどんなに素晴らしいでしょう。美しい町は人の心を穏やかにし、優しさで包んでくれる町です。それはそのまま安心、安全なまちづくりにつながると私は思います。

そこで、担当課長にお伺いいたします。

不法投棄、ポイ捨てによるごみの現状は町全体でどのような状態なのでしょうか。また、その事態に対しどのような対策をとられているのでしょうか。

また、美しいまちづくりを目指し条例の制定、ごみゼロ宣言を行うなど、杉本町長が先頭に立って町のクリーン運動、ポイ捨て禁止を叫んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。町長の前向きなご所見をお聞かせ願います。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 笹川広美議員の不法投棄についてお答えをいたします。

産業廃棄物や生活ごみの不法投棄は、残念ながら大変続いております。産業廃棄物については、17年度につき2件、家庭系一般廃棄物、いわゆる生活ごみについては12件の報告がされており、職員が確認し処理をしたものでございます。また、産廃の2件については該当者もわかり、罰金等が科されております。

こうしたごみの不法投棄の中で最近特にふえてきているのが、家電リサイクル法の施行によりその処理に費用を要するテレビ、エア

コン等であります。投棄される場所はふだん人通りの少ない山間地で、車のとめやすいくぼ地あるいは河川が多くなってきております。

この対策といたしましては、現在、中能登町では鳥屋地区、鹿西地区におのおの2名、鹿島地区には4名、計8名の不法投棄監視員の方を委嘱し、担当地区のパトロールを行っております。

また、不法投棄の目立つ場所には投棄防止の啓発看板を設置し、加えて職員の随時パトロールも行っておりますが、要は個人のモラルの欠如でありますので、PRや長い目で見た学習機会の提供が必要と考えております。

また、町ではいろんな方々によりまして、ボランティアの方々において花をつくっていただいたり、またごみ拾いをしていただいたり、また春と夏には全町民が出ましてクリーン&グリーンというような運動も行っておりますし、また本当に1人で県道あるいは川のふちをこつこつと何十年にもわたってしておいでる、そんな方が本当にたくさんおいでます。またそんな方々と、また町民の方一丸となりまして、きれいなまちづくりに努めていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

議長（若狭明彦君） 笹川広美君

1番（笹川広美君） ありがとうございます。

2007年、来るべき新しい年に向け、杉本町長を中心に、さらに希望輝く中能登町を目指しての皆様の大いなるご活躍をご期待申し上げます、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（若狭明彦君） ここで2時50分まで休憩いたします。

午後2時38分 休憩

午後2時50分 再開

議長（若狭明彦君） 会議を再開いたしま

す。

20番 杉本平治君

〔20番（杉本平治君）登壇〕

20番（杉本平治君） 12月の今議会の最後の質問をさせていただきます。

最後の質問というのは、私初めてなんです。それで、議員の皆さんも執行部の皆さんも朝から座っているというのは大変苦痛だと思うんです。私も今までこっちへ座っておりましたけれども、やはり大変行をしているような気持ちでございまして、そういう中で質問をさせていただきますが、ひとつ執行部の方におかれましては、質問の趣旨を理解されて適切な答弁をお願いしたいと思います。

私、今回初めて広域圏議会に議員として出席させていただきました、11月の定例議会で組合長に対しまして一般質問を行いました。それは、新聞等でも大きく報道されております能登病院の置かれている諸問題について、果たしてこれは能登病院だけが独自で解決できる問題でないのではないかと。そういう趣旨から武元組合長に質問を行いました。

私は、それと同じような趣旨で中能登町の町長にお尋ねをいたしたいと思います。

まず第1番目に、能登地域全体の住民の命を守る医療機関として位置づけていくことが行政側としては大事ではないか。そのことが今日まで欠けていたのではないかと。私は、その必要があるのではないかと、そう思うわけがあります。

ご承知のように、能登全域の自治体の病院は多数が赤字であります。また、病院によりましては診療科目を閉鎖したところもあるわけがあります。石川県内におきまして、毎年のごとく人口が減少し、高齢化が進む。そういう地域におきまして、そうなればなるほどますます医療の施設の充実が私は住民から求められてくる。それは必然でなかろうかと考えます。

私は、町長に望みたいのは、能登の全自治体が結束してこれらの諸問題を協議するアクションを起こすべきではないか。そのことをまず要望したいのであります。

先般、石川県の県議会において中央病院の問題が論議されておりました。古くなつたから建てかえてはどうかという、そういう要望が県議会の中に出されておりましたが、能登地域の医療については能登出身の議員の中でそれらを心配する発言が全然ないのであります。

私は、ますます進む過疎地域におきまして、県議会においても積極的に論議されて要望するよう能登地域の自治体の長がこれらについても働きかける。私はそういう中で能登の医療を守る協議会をぜひとも立ち上げていただきたい。そのことを要望するものであります。この点について、町長からの答弁をいただきたいと思ひます。

先般の新聞によりますと、11月30日の新聞でございますが、新聞によりますと「連携で生き残りを探る 七尾能登地域医療フォーラム」、こういうものが結成されて審議されております。

能登の10の医療機関の院長ら30人が出席して意見を交わしたそうでございます。医療制度改革の進展や医師や看護師不足など医療機能の低下や医療サービスの不足が懸念される中で、能登地域全体を見据えた医療のあり方をお互いに模索したそうでございます。主催したのは公立能登病院であります。

私は、このように医療機関が今積極的に打ち出ようとしている中で、行政側がそれに対して安穩といふということにつきましては、私はどうもこれではいけない、そう思うわけでありまして。ぜひとも第一歩を踏み出していただきたい。そして、行政も積極的に対応していただきたい、そう考えている次第であります。

次に、ぜひともお願いしたいのは、12月6

日の新聞で発表されておりました拠点病院を年度内に国が指定するそうでございます。これは、がん対策の診療連携拠点病院として2006年度中に国が正式に指定するとの報告を受けたことを県の部長が明らかにいたしました。この拠点病院は、県レベル地域では1つ、地域レベルでは4カ所が適当とされていると言われております。ぜひともこの拠点病院の4カ所のうち能登に2カ所を指定されるように町長には積極的に県へ働きかけていただきたい。このことをお願いしたいと思ひます。答弁を求めたいと思ひます。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 能登総合病院の経営改革については、経営改革委員会の答申を受け経営改革改善計画を策定いたしまして、赤字解消に向け、コンサルタントを入れ経営診断をしていただき、院長以下職員一丸となつて21年度には単年度黒字化を目指し、鋭意努力を重ねておられるところでございます。

具体的には、医師の確保あるいは病床の利用率の向上による収入増。給与等の削減や効率的な人員配置による経費削減による収益の向上。地域医療機関との連携強化などの方針を打ち出し、実施をしているところであります。

自治体病院の経営は独立採算が原則であります。不採算医療へのかかわりや医療水準の向上、地域の医療機関との連携強化にも積極的に取り組むのが役割と考えております。そのためにも、能登総合病院に対して当町も応分の負担はいたし方なく思ひますし、県に対しましても能登地域の中核的综合病院としての役割を認識していただき、支援も仰げるように働きかけを行っていきたくて思ひます。

また、能登総合病院の能登地区の市町のそんな方々に機会をとらえて呼びかけもいたしたいと思ひます。

また、先般の12月定例議会におきましても、我が町出身の山田県議が能登病院につきましても、中核病院としてのいろんな支援をしていただきたいというような質問もされました。まだ日がありませんので、その内容については見ておりませんが、議会が終わりましたらインターネット等で見てみたいな、そう思っておりますし、それらにつきましても能登総合病院等のいろんな事務長との打ち合わせもいたしまして、これらについても提言、働きかけをかけているところでございます。

また、中核病院ということでもあります。それらにつきましても、今言われるようにいろんな方々からまたご支援もいただきながら呼びかけてまいりたい、そう思っております。

以上です。

議長（若狭明彦君） 杉本平治君

20番（杉本平治君） 私は、次のようなことを考えているんです。

広域圏の議会の中でも私、発言してはいたのですが、今、能登の各地の自治体病院の中で医者不足が本当に大きいんです。だから診療科目を閉鎖しなければいけない。そういうことがやはり出てくるんです。

12月10日の新聞では、このように出ておりました。産科宿直料が低過ぎるということで、県立奈良病院の2人の医師が県を提訴したという。今の時代の中ではいろんなものが出てくるわけですね。だから、今、能登の中でどう医者を獲得するかということは、これは大きな課題だと思っております。

そういう中で、私はひとつぜひとも提案して自治体の長が、能登の長が寄られてフォーラムをしたときにこの問題について提起していただきたい。

中核病院である能登病院を中心にして、輪島、珠洲、穴水、富来、いろんな羽咋から病院がありますね。先般もやはり優秀なお医者さんが来ないので、ある能登の病院では石川

県でも先端に行く器械を入れたそうでございます。だから、それを使用する。それをこなすお医者さんがその病院にいないということで、そして七尾の方へ救急車で移送されてきた。

私は、そういうことの中で、やはりお互いにお互いの役割を協議していく必要があるのではないかと。穴水の病院は穴水病院としての役割というものを果たしていく。そういうことが必要ではないかと思うんです。操作もできない、お医者さんもおられないのに器械ばかりに投資するというでなしに、これからの過疎の中で能登病院の位置づけというものをその中心に備えつけるということで、ひとつ考えていっていただきたい。私はそのように思うわけでございます。

ひとつ幾つかの能登にある病院の役割というものも協議の中に入れて、これからの病院問題の解決に進んでいっていただきたい、そのように思うわけでございます。

次に、石川県の後期高齢者医療広域連合の設立について、議案第70号に出ております。質疑の中にも私これについてはいろんな点で質疑を行いましたので、それは省かせていただきまして、町長に次の4点についてお願いをいたします。

1、石川県の関係市町村議会への、地元の議会へのこれらについての報告をきちんと行うこと。

次、議員定数の公平な配分を行うということでもあります。

3番目に、後期高齢者の75歳以上の方々の意見を反映する仕組みを、この医療連合会の設立の中で求めていっていただきたい。

次、4番目に情報公開の徹底をしていただきたいと考えております。

その中で、広域連合設立後も中能登町議会でも積極的に問題点を取り上げてチェックする機能を果たすことが求められていると私は考えるものであります。ぜひとも町長として

これらの意見をこれからの広域連合の設立の審議会の中で町長会を通じて発言をしていただき、住民がこれからどのように保険料が制定されるのか、医療においても本当に安心してかかれる制度になるのかどうか、これらについて要望をまたしていただきたいということをお願いいたしまして、答弁を求めたいと思います。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 現在の段階では、後期高齢者医療制度については、保険料を納める広域連合の設置につき県内全市町の議決を求めている段階であり、仮定の話の域を出ておらないのが現実であります。

しかし、来年3月の定例会では連合会の議員として当町から首長または議員のいずれか1人が選出されることになっております。連合会設立の後には、各市町から選出の議員による討議あるいは担当事務レベルでの論議もこれまで以上に幾度も回を重ね進めていかれることとなります。

そうした中において、この保険料の問題についても当町の立場に立って、議員の言われるとおりできるだけ住民の負担を軽くすべく主張すべきものと考えております。

また、今言われました4つ、県内議会への報告、また議員の定数、75歳以上の医療費、情報公開等につきましても一生懸命に頑張ってお話をしていきたいと、そう思っております。

議長（若狭明彦君） 杉本平治君

20番（杉本平治君） この後期医療の件につきましては、厚生省の方から県の方へ指導文書が流れておりますよ。

ここに朝日新聞、7月11日、全面トップでこういう大きいのに出ているんですよ。75歳以上の保険、無医地区に、お医者さんのいない地区には配慮するとか。私が質疑の中に意見として言っておりました。医療費が少なく保険料が安い市町村に住む高齢者にとって

は、新制度に移ることによって値上がりになる可能性もある。厚生労働省はそういう判断をしているんです。

そういう場合にはどうするかということもここにうたってあるんですよ。だから、これらは県へ行って聞けば、県の方へは厚生労働省からこの件についての指導文書というのはこういう考えにいるというものは出てきていると思うんです。

7月11日の朝日新聞のトップに出ているんですから。今、12月でしょう。来年の発足に向けて、そういう把握ができないということは私はないと思うんです。積極的にそれらについてぜひとも把握されて、質疑の中にも言っておりましたように、中能登町は医療費が少ないんです。医療費が少ないから保険料も安いんです。そういう自治体をどう扱うかということを引きちんとやはり要望として言っておきたい。

そして、先ほど言いましたように、中能登町の議会でも積極的にこれらについての情報公開を行っていただきたい。このことを要望して、次に進みたいと思います。

次は教育問題でございますが、大変私はこれについてはいろんな意見を持っておりますので、まず一番最後にいたしまして、今、テレビ等でも大きく報道されておりました。

きょう13日8時35分から、これは再放送です。NHKが「生活ほっとモーニング」ということで「もう医者にかかれない～国民健康保険 値上げの波紋～」、こういうタイトルで朝8時35分から放送しておりました。

前は50分間放送したんです。福岡市を例に挙げてやっている。保険料を納めたくても納められない人、納められるのに納めない人、2つあるんですよ、保険料の滞納者にも。

NHKのこの「生活ほっとモーニング」で言っているのは、納めたくても納められない、そういう方々に対してどうするのかとい

うことを問いかけたテレビ放送なんです。私は、この点につきましてぜひともお願いしておきたいことがあるんです。

中能登町におきまして、現在の問題点についてどうなっているのかということについてぜひとも説明を求めたいと思います。

高齢者の負担が大変高くなりました。そういう関係上、住民税がふえまして、それが国保税にはね返っている。きょうの「生活ほっとモーニング」では、全国で470万世帯が滞納あり、6割の自治体がそれによって赤字を抱えている、そういうことが報道されているわけでございます。

それでお聞きいたしますが、今回の中におきまして、中能登町では住民税の値上がりによりまして国保税がどれくらい値上がりになっているのか。その点についてデータがありましたらお聞かせを願いたいと思います。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 杉本議員の質問にお答えをいたします。

現在の国民健康保険税負担の現状はどのようになっているかとの質問ですが、税率等につきましては、合併時には低い町の率に合わせて現在に至っており、県内でも低い方となっております。

詳細につきましては、担当課長より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（若狭明彦君） 永源税務課長

〔税務課長（永源 勝君）登壇〕

税務課長（永源 勝君） 国保税の現状についてご説明をいたします。

国民健康保険税医療分の所得割の税率は5.5%、資産割が50%、均等割が1人につき1万8,000円、平等割が1世帯につき2万1,000円となっております。また、介護分では所得割が0.6%、資産割が3%、均等割が5,500円、平等割が3,500円となっております。

ことしの税制改正によって国保税の医療分

への影響ですが、昭和15年1月1日以前に生まれた方で年金額が260万円未満の方は所得が20万円上がります。しかし、国保の特例措置によりまして13万円の控除がありますので差し引き7万円の所得増となります。それに所得割の5.5%を掛けた3,850円が、また国保の介護分では医療分と同じく課税額が7万円上がりますので所得割率の0.6%を掛けた420円が年間で負担増となります。

なお、年金額がそれよりも多い方は負担がもう少し大きくなるものでございます。

以上でございます。

議長（若狭明彦君） 杉本平治君

20番（杉本平治君） 再度お尋ねしますが、平成18年度の国保会計予算では総額で628万9,000円が増収になるという、そういう予算を組んでおられるわけですね。国保会計の中で、628万9,000円が税制改正になって国保税もふえてくるであろうという、そういう予算編成を組んでおられるわけですが、それらについて今の状態でいった場合、その金額というのはどう変化されるのか。

また、来年度へいきますと老齢者控除やいろんなものがまたなくなることになるわけですが、それらについても踏まえまして、来年度はどのように変化していくのか。国保税はふえるのか、現状のままでいくのか、そこら辺ひとつ課長の方の答弁を求めたいと思います。

次、このことによりまして国保税の滞納は中能登町は現在どうなっているのか。滞納される世帯、金額、現状でございます。それらについても報告を求めたいと思います。

議長（若狭明彦君） 永源税務課長

〔税務課長（永源 勝君）登壇〕

税務課長（永源 勝君） 来年度の国保税に関してですが、特例措置が今年は13万円の控除がありますが、来年度はこの控除が7万円に下がりますので、そういう関係で所得が少し伸びる関係で所得割が伸びます。

また、資産割につきましては、今年とほとんど変わらないと思います。ただ、加入者等につきましては、現在、異動がありますので、来年度の予算につきましては現在予算を立てている最中でございますので、次の機会に述べさせていただきますと思います。

また、滞納者でございますが、国民健康保険税につきましては、前年度は310人の方が滞納となっております。滞納額でございますが、滞納額につきましては、一般、退職合わせて滞納金額が7,018万8,477円というふうになっております。

以上でございます。

議長（若狭明彦君） 杉本平治君

20番（杉本平治君） 私は、国保税というのは広域の議会にも言っていたと思うんです。11月の議会では、町長は欠席しておりますが、小山助役が出席しておりましたが、国保の証を持っていればお医者さんへ行って安心してお医者さんにかかる。それが国民健康保険の皆保険の私は制度だったと思うんです。終戦後、そういう意味で国民健康保険というものが発足したと思うんです。今、それがお金がなくてはかかれない、そういう一面と同時に、これもお金が患者を左右するというか、そういうものが出てきているわけでございます。

先般も私、相談を受けて病院へ行ってきました。年金が5万円前後なんです。お医者さんは、今の点滴のあり方では栄養が3分の1しか体内に入らない、だから再手術をして十分に栄養の入るそういう手術をしなければいけないという。お医者さんはそう言うんです。国民年金が5万円前後です。ケースワーカーに聞いたんです。お医者さんの医療費、それに食事代、そして着る寝巻き代というのか、それらを全部ひくると5万円なんです。そして、それに新たに手術をして、今3分の1の栄養しか入っていない点滴を十分な点滴にして、その患者さんが果たして十分

に病院から退院して働かれるかということでございますね。それが大きな問題なんです。

だから、基本的にはお医者さんと相談したんです。このまま家へ帰って寝かせておきたい。そう言ったんですが、お医者さんは退院許可はしませんでした。医者としてこのまま退院させるわけにはいかない。もう少し医者として治療をして、よくなったら退院許可を出すけれども今のままでは退院させられない、そう言ったんです。患者はだんだんと体が弱ってきております。痴呆もふえてきております。私が行ってもちょっとわからない。

だけれども、医者のお金が払えないという現実と、次に残った者が100万円も200万円もかけてお医者さんに支払う、そういうわけにもいかないというそういういろんなものが絡み合って、今、私は国保の問題というのは本当に大きな課題を抱えていると思うんです。昔のようなそういうわけにはいかない、私はそういうことを思ってきたわけでございます。

そういう面をひとつよろしく町としても、そういう住民も中能登町にいるということのひとつ町長も頭の中に入れておいてほしい。それをぜひともお願いいたしまして、次の課題に入りたいと思います。

次の課題は、障害者の方々でございます。

この件につきましては、ことしの10月5日の日、日本共産党の中能登町委員長であります五十嵐三朗さん、政策対策委員長である清水 昭さん、それに議員として私、3人が中能登町行政の方と要望書を出しましてお願いをした件でございます。

障害者控除対象者に認定する、そういう関する認定書でございます。先ほど申しましたように、6月からの徴収分から増税される個人住民税は特に高齢者に深刻な影響を与えている。総務省によりまして、高齢者の非課税限度額の廃止によって新たな住民税が課税される高齢者は多く上っている。住民税がふ

えれば連動して国保税もふえてくる。

先ほど申しましたように、NHKのドキュメント放送で福岡市の住民税の滞納の現状を50分にわたって放送しておりました。

中能登町の住民税の改正により、国保税には大きな影響を与えている。私はそう思うわけでございます。

そういう中におきまして、今度のこの改正によりまして、障害者の方々がかこれらにつきましてぜひとも障害者の控除が今のままにいきますと残されている面があるわけでございます。

例えば、障害を持った方、未成年者、65歳以上の方、または寡婦（夫）の方の場合は課税所得金額が125万円までは住民税が非課税でありました。これが廃止されたわけでございます。ことしの6月の徴収分から住民税が課税になるということになったわけでございますが、ただ、障害者と寡婦（夫）の非課税の制度は残されているわけでございます。

私は、これらにつきまして、ぜひとも中能登町におきましてこれらを十分に生かされまして、申請すれば介護保険利用の方々、障害者に認定されまして所得税や住民税の所得控除を受けることができるわけでございます。これらにつきましては、1991年11月18日の厚生省大臣官房保健福祉部長の通達で寝たきり制度の基準がはっきりとしており、また1993年10月26日の同省の老人保健福祉局長の通知でも痴呆性老人の日常生活自立支援制度基準でも明らかであります。

私は、これらをひとつ介護保険で障害者控除認定についてこの通知を適用していただきたい。そして、少しでもこれらについて、これらの方々が恩恵を受けられるようにぜひともしていただきたいと思いますと思うわけでございます。

金沢市におきましては、聞くところによりますと正式に金沢市の広報を通りまして、また津幡町におきまして町報等によりまして

周知徹底いたしまして、該当者に積極的にこれらを申請していただきたい、そういうことを行っていると聞いておりますので、中能登町もその点につきましても積極的にひとつ取り組んでいただきたい、そのことを要望いたします。

町長の答弁をいただきます。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 介護保険の要介護認定者に障害者控除対象者であることを周知徹底するとともに、障害者控除認定証を発行していただきたいという質問であったかと思えます。

障害者控除は、身体障害者手帳等の交付を受けている方のほか、身体障害者等に準ずる方として市町村長の認定を受けている方が対象とされているところであります。

当町では、国が示した取り扱いに基づき、中能登町障害者控除対象者認定交付に関する要綱を平成18年12月1日に施行で制定いたしました。この要綱に定める対象者は、介護保険法における要支援認定、要介護認定を受けている方について、介護認定情報により身体障害者等と同程度の障害を持つと判断される方であり、単に要支援認定、要介護認定を受けていることのみで障害者控除対象者と判断することではなく、あくまでも国が示す日常生活における自立度の基準に基づいて判断する取り扱いであります。

また、そのほか6カ月程度以上寝たきりで食事、排便等の日常生活に支障のある状態であると介護認定情報により確認できる方であれば、寝たきり老人として障害者控除の対象とすることができます。

この制度のPRに関しましては、要支援、要介護認定者全員に説明資料を配布するほか、広報紙、ホームページに記載をして周知徹底を図りたいと考えております。

以上です。

議長（若狭明彦君） 杉本平治君

20番（杉本平治君） 私の要望に対しまして積極的にこたえていただくという答弁をいただきました。ぜひともそのように実現を図っていただきたいということをお願いいたして、この件についての質問を終わります。

次、教育基本法について、あと18分ありますので、この点について私、端的に教育長にお尋ねいたします。

これは今、国会の中で大きな問題になっているんです。15日が今国会の閉会の日でございます。それまでに教育基本法をどうするかということが課題の大きな問題でございます。

まず、端的に教育長にお尋ねいたします。今、政府が教育基本法の改正を国会で提出いたしておりますが、これらについて教育長としてどのように考えておられるのか。まず、この点について1点目お伺いいたしたいと思っております。

議長（若狭明彦君） 池島教育長  
〔教育長（池島憲雄君）登壇〕

教育長（池島憲雄君） 今ほどの杉本議員のご質問に関連してお話をさせていただきます。

現在、参議院教育基本法特別委員会で教育基本法の改正が論議されておりますけれども、その現在の基本法で何が問題なのかなということをお尋ねなのかなというように思います。

今の教育基本法は昭和22年に施行されたわけですが、年月が経過をし、現状と合わなくなっている面もあるための改正というように理解しているわけです。教育水準が向上し、生活が豊かになる一方で、都市化や少子・高齢化の進展などによりまして教育を取り巻く環境は大きく変わってきました。近年、子供のモラルや規範意識、学ぶ意欲の低下、そして家庭あるいは地域の教育力の低下などが指摘されているのも事実です。

しかし、その改正の中身とか論議について

は新聞とかテレビなどで断片的に知るだけでありまして、詳しいことを総合的にまとめてわかっているとか、真剣にそれを調べている、研究しているということではありません。今は、国会での論議を見守っていききたいなというように思っております。

以上です。

議長（若狭明彦君） 杉本平治君

20番（杉本平治君） 私、答弁の中にもっと踏み込んで答弁を求めたかったんですが、教育長の行政の責任者としてのこれ以上の答弁はなかなかでき得ない。私はそう思うんですよ。心の中に言いたいことはあると思うんですけれども、教育長という立場でこれ以上のことは口から出すというわけにはいかない。

それで、私がかわってお話をしたいと思うんです。

これは、私新聞の、よくコピーして持っているんですが、作家で日本文藝家協会の副理事長、日本ペンクラブの理事でございます辻井 喬さんという方が、憲法、教育基本法、これは教育の憲法なんです。教育基本法を変えてしまったら教育の荒廃はますます深まるという、こういう見出しでこの人が発言しているんです。

今、何のために教育基本法を変えるのでしょうか。全くわからない。そう言うんです。変えようとしている人たちの理由を聞けば、教育が荒廃しているからという。教育の荒廃はそのとおりです。今、教育長も言われました。しかし、それは教育基本法のせいではないんです。もっとやるべきことがたくさんあると思うんです。

池島教育長は教員として37年間でしたか。8年間ですか。先生としてやってこられました。今の先生は忙しい。大変なんです。それは官僚統制的な報告書ばかりつくらされているからであります。

私は、そうでなくて先生が子供たちと触れ

合って議論できるような、そういう状況にすることが大切だと考えております。先生が教育そのものにエネルギーを注げる、そのようにすることが急務であると私は考えます。

教育基本法をいじることではないという。今、教育基本法をいじること自体がおかしなことで、最悪の対処ではないか。仕方ではないか。このように辻井 喬さんは言っているわけでございます。

きょうの朝日新聞、12月13日の朝日新聞の社説。社説では、トップにやはり「教育基本法の改正案には疑問が残る」、こういう社説を朝日新聞は出しました。この中に、大きな論争点は今の教育基本法の10条に「教育は不当な支配に服することなく」という条文があるわけでございます。そして、国民全体に対して直接責任を負っている、そういうことに10条になっているわけでございますが、改正案ではこれらが16条になりまして、「不当な支配に服すること」は残っておりますが、その後の文面は「国民全体に対して直接責任を負って行われる」というのはカットされまして、法律及び他の法律の定めるところによりまして行う、こういうことに変えたわけでございます。

私、議員を初め執行部の課長方も戦前の教育を受けた方々は少なくなっております。議員には一人もいないと思うんです。

先般、朝のテレビ、15分のテレビを見ておりました。「芋たこなんきん」というテレビ放送が朝15分放送されておりますね。先般、皆さん方は知らないかもわかりませんが、昔、学校にご真影というものがあつたんです。天皇と皇后陛下の飾る。それが火災によりまして消失したということで、校長が責任をとって自殺したんです。そのことが朝のテレビで放送しております。「芋たこなんきん」。昔はそういうことがあつたんですよ。

だから、私はこの教育基本法はあくまでも国民全体に対して直接責任を負って行われる

教育でなくてはいけない。私はそう思うんです。それが法律及び他の法律の定めるところによって行われるということに変わりますと、私はこれからの時代の中で大変行政がこれらに対しまして直接タッチをしてくる、そういうことを思うんです。

私、時間がまだありますから簡単に言いますが、昭和16年、太平洋戦争が始まった年でございます。小学校の5年生でした。続いて国民学校の高等科の2年生になったんです。今の中学校の2年生でございます。2年生のときになったら、1年間は学校へ行かなくてもいい。軍需工場へ行って働きなさいということで、軍需工場へ行って飛行機づくりをしておりました。1年間。

昭和20年の3月に先生から卒業したらどこへ行くんだということで、私、国鉄へ入りたと言ったんです。先生が大変怒りまして、今の時代に日本に残っているという、そういうめめしい根性はだめだということで、今の中国の東北部、昔満州といいましたね。満州へ行きなさいということをお勧めしたんです。3人それに応募いたしまして、私、満州の満鉄へ入ることになったんです。

1人は満州にあるハウテン製鉄へ入ることにいたしました。その方は、鹿西町の教育委員もしておりました大西貞義さん。あの方はそこへ入ることに決めました。3人でこれでお別れだということで、記念写真を撮ったんです。今でも持っております。大西さんも持っているんです。

そして、8月15日が終戦の年でした。3月にそこへ行きなさいということで、あと少しばかりで終戦です。今の中学校の2年生の体でそこへ行っていたら、私は満州、今の中国の東北部から生きて帰れなかったであろうと、私いつもそう思っているんです。

幸いにして、私が長男ということで、私の知らない間に母が県の七尾の連絡事務所へ行きまして強硬に談判いたしまして行かなくて

もいいことにいたしました。支度金10円と、当時朝鮮は併合いたしました日本の国になっておりましたから、満州の境までの切符が来たんです。10円と切符をもらいました。満鉄へ入るのは2人いたんです。

もう1人のハウテン製鉄へ行くことに決めました大西さんは、そのまま行ったんです。行って、8月に終戦になりました。その中でどうしてソ連が攻めてくる、戦争が今の中国の東北部にあるそういう中で日本へたどり着いたか、私まだ細かく聞いていないんです。今の中学校の2年生の中で、そういうことを私は体験しようとしたんです。

国は8月に戦争が終結するということは上部の方はわかっていたと思うんですよ。それをあえて満州へ行きなさい。それを積極的に勧めたのは学校の先生なんです。学校の先生がそういうことをしたんですよ、そのときに。

だから、私は今の教育基本法の中に、この「法律及び他の法律の定めるところに行われる」という文言を入れるということは、教育がそのとき時代の政府の意のままになる教育を行う、そういうことになっていく、そういう危惧を感じるんです。

池島教育長は、戦後先生になられたからわからないと思うんです。私たちをそういうことに積極的に教育をし、指導し、戦争に送り出した学校の先生は、終戦と同時に新たな平和教育の先頭に立って新しい教育を始めたんです。

だから、私はそういうことではいけないと思うんです。教育というのは一貫していかなくてはいけない。今の民主教育をこれからも続けていく。そういうことが私は大事ではなからうかと思うわけでございます。

私は、幸いにいたしまして、親の力によりまして東北部へ行くことはなくなりました。行っていれば、中国の残留孤児とまでいかなくても、そういうことになっていたかもしれ

ません。死んでいたかもしれません。そういうことが教育の名によって行われたということをごひとも私は皆さんに知ってほしいんです。

私は、そういう点から考えて、今の教育基本法に対しましては、やはり国民全体に直接責任を負って行く、それが教育でなければいけない。私はそのことを最後に発言いたしまして、これからも池島教育長にぜひともお願いしたいのは、行政が教育の中にタッチしていくということにつきましては、教育方針にタッチしていくということに対しましては慎重にしていっていただきたい。私は、そのことをお願いいたしまして、発言を終わる次第でございます。

ちょうど時間です。ありがとうございます。

議長（若狭明彦君） 以上で一般質問は終了いたしました。

#### 追加日程

議長（若狭明彦君） お諮りします。

議題となっております議案第81号 中能登町総合計画基本構想について、常任委員会へ付託したいと思っております。これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ご異議なしと認めます。よって、常任委員会付託の件を議題といたします。

ここで、委員会付託表を配付いたしますので、暫時休憩いたします。

午後3時52分 休憩

午後3時53分 再開

議長（若狭明彦君） 再開いたします。

常任委員会付託

議長（若狭明彦君） 日程第2 常任委員

会付託

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第81号  
中能登町総合計画基本構想については、会議  
規則第39条の規定により、お手元に配付して  
おります議案及び請願付託表のとおり所管の  
常任委員会に付託したいと思えます。これに  
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ご異議なしと認めま  
す。よって、議案及び請願付託表のとおり所  
管の常任委員会へ付託することに決定いたし  
ました。

散 会

議長（若狭明彦君） 以上で本日の日程は  
終了いたしました。

あす14日は議事の都合により休会といたし  
たいと思えます。これにご異議ありません  
か。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ご異議なしと認めま  
す。よって、あす14日は休会とすることに決  
定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時55分 散会

## 平成18年12月15日（金曜日）

### 出席議員（20名）

|     |        |    |     |       |    |
|-----|--------|----|-----|-------|----|
| 1番  | 笹川 広美  | 議員 | 11番 | 上見 健一 | 議員 |
| 2番  | 諏訪 良一  | 議員 | 12番 | 宮本 空伸 | 議員 |
| 3番  | 堀江 健爾  | 議員 | 13番 | 若狭 明彦 | 議員 |
| 4番  | 宮下 為幸  | 議員 | 14番 | 岩井 礼二 | 議員 |
| 5番  | 平岡 志朗  | 議員 | 15番 | 西村 秀博 | 議員 |
| 6番  | 亀野 富二夫 | 議員 | 16番 | 坂井 幸雄 | 議員 |
| 7番  | 甲部 昭夫  | 議員 | 17番 | 小坂 博康 | 議員 |
| 8番  | 藤本 一義  | 議員 | 18番 | 田中 治夫 | 議員 |
| 9番  | 古玉 栄治  | 議員 | 19番 | 作間 七郎 | 議員 |
| 10番 | 武田 純一  | 議員 | 20番 | 杉本 平治 | 議員 |

### 説明のため出席した者

|         |       |        |        |
|---------|-------|--------|--------|
| 町 長     | 杉本 栄蔵 | 農林課長   | 表 辰祐   |
| 助 役     | 小山 茂則 | 商工観光課長 | 坂井 信男  |
| 教 育 長   | 池島 憲雄 | 上下水道課長 | 澤 賢造   |
| 参事兼総務課長 | 苗山 雅幸 | 福祉課長   | 金岩 進   |
| 参事兼監理課長 | 藤井 博昭 | 保健環境課長 | 小林 玉樹  |
| 参事兼住民課長 | 林 富士雄 | 会計課長   | 小山 三雄  |
| 企 画 課 長 | 大村 義一 | 教育文化課長 | 後藤 和雄  |
| 税 務 課 長 | 永源 勝  | 生涯学習課長 | 吉田 外喜夫 |
| 土木建設課長  | 澤井 昭範 |        |        |

職務のため出席した事務局職員

事務局 長 服 部 顕 了 書 記 加 賀 忠 夫

議事日程（第4号）

平成18年12月15日 午後2時開議

日程第1 決算審査特別委員会委員長報告

日程第2 総務常任委員会委員長報告

日程第3 教育民生常任委員会委員長報告

日程第4 産業建設常任委員会委員長報告

日程第5 討論、採決

認定第1号 平成17年度中能登町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成17年度中能登町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成17年度中能登町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成17年度中能登町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成17年度中能登町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成17年度中能登町水道事業会計歳入歳出決算認定について

議案第73号 中能登町不妊治療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第74号 平成18年度中能登町一般会計補正予算

議案第75号 平成18年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第76号 平成18年度中能登町下水道事業特別会計補正予算

議案第77号 平成18年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第78号 平成18年度中能登町水道事業会計補正予算

議案第79号 七尾鹿島広域圏事務組合理約の変更について

議案第80号 石川県後期高齢者医療広域連合の設立について

議案第81号 中能登町総合計画基本構想について

請願第4号 道路整備促進に関する請願書

請願第5号 トンネルじん肺根絶を国に対して求める請願書

継続審査

請願第3号「中能登町立越路小学校の存続を求める」請願の採択について

(追加日程)

日程第6 同意第6号 人権擁護委員候補者の推薦について  
(提案理由説明、採決)

(追加日程)

日程第7 発議第4号 道路整備促進に関する意見書  
(説明、質疑、討論、採決)

発議第5号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書  
(説明、質疑、討論、採決)

日程第8 閉会中の継続調査

午後2時45分 開議

## 開 議

議長（若狭明彦君） ただいまの出席議員は20名です。議員定数の半数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

## 決算審査特別委員会委員長報告

議長（若狭明彦君） 日程第1 決算審査特別委員会委員長報告

これより、9月定例会に付託をし継続審査となっております付託議案、認定第1号から認定第6号まで認定6件を議題といたします。

認定6件に関し、委員会における審査の過程及び結果について委員長報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長 杉本平治君  
〔決算審査特別委員長（杉本平治君）登壇〕

決算審査特別委員長（杉本平治君） それでは、決算審査特別委員会の審査結果について報告を行います。

9月定例会におきまして当委員会が付託を受けました平成17年度各会計決算認定6件につきましては、11月7日、8日、10日及び16日の計4日間にかけて委員会を開催し、最終日の16日には現地視察も行い、慎重に審査を実施いたしました。

委員会では、執行部から各会計決算の内容について詳細な説明を求めまして、逐次質疑を行い、予算執行のあり方、事業の効果、適正な決算措置がとられているかを重点に、慎重なる審議を交わしました。

決算認定による審査の意義は、行政効果の客観的な判断と今後の改善、反省事項の把握と活用であり、審査の結果は今後の予算編成や行政執行に反映されることが大変重要であります。

現在、中能登町での積極的な子育て支援や教育、福祉、介護の整備充実は、近隣の市町では見られない町特有のありある住みよいまちづくりが進められております。

今後もこうした住民中心の施策として、サービスの公平性やより効率的な施設の運用と統廃合を進めるなど、厳しい社会情勢も視野に入れ、国の厳しい財政事情による地方交付税の減額も予想されますことから、むだな過剰投資は極力控えるとともに、経常収支を低く保ちながら、収支のバランスのとれた健全な財政計画を確立し、安心して暮らせる「ふるさと ふれあい 心を育む 中能登町」に努力されたいと思います。

最後に、審査の過程で各委員から合計しまして235点の発言がありました指摘、意見、要望事項などについては、執行部はその真意を真摯に受けとめ、厳しい財政状況の中ではありますが、それぞれ改善、検討、努力、整理をされまして、本決算審査での結果を踏まえまして新年度の予算編成に当たられますように強く望むものであります。

それでは、審査の結果について簡潔に報告させていただきます。

認定第1号 平成17年度中能登町一般会計歳入歳出決算認定から認定第6号 平成17年度中能登町水道事業会計歳入歳出決算認定までの付託認定6件につきましては、全会一致で可決認定いたしました。

なお、報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりでございます。

以上で決算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（若狭明彦君） 委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

#### 各常任委員会委員長報告

議長（若狭明彦君） 日程第2から日程第4 各常任委員会委員長報告

これより、本定例議会から付託をしております議案第73号から第81号まで議案9件、請願第4号、第5号及び継続審査となっております請願第3号を一括して議題といたします。

以上の案件に関し、委員会における審査の過程及び結果について各常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長 小坂博康君

〔総務常任委員長（小坂博康君）登壇〕

総務常任委員長（小坂博康君） それでは、総務常任委員会からの審査の結果をご報告いたします。

本定例会から当委員会に付託を受けました議案3件につき、去る12月11日及び14日に委員会を開催し、委員6名全員の出席並びに議長の同席のもと慎重に審査をいたしました。

その経過並びに結果についてご報告いたします。

まず、11日に開催しました委員会では、議案第74号の一般会計補正予算並びに議案第77号のケーブルテレビ事業特別会計補正予算について補正内容の説明を求めました。議案第78号の七尾鹿島広域圏事務組合規約の変更についても説明を受け、質疑を行い審査をいたしました。

また、14日の委員会では、議案第81号の中能登町総合計画基本構想について説明を求め、慎重に審査をいたしました。

議案などの審査の過程での委員からの主な発言や執行部の回答内容についてご報告いたします。

1点目は、一般会計での交付税算入についてであります。

平成18年度当初予算では、地方交付税は対前年比6%減を見込み予算計上されたとの説明でありましたが、にもかかわらず、今回の地方債補正での起債額に対する交付税算入率は高いもので100%、低いもので33%の説明で、国は交付税の引き下げを図りながら安易に起債を容認して交付税の算入をしていますが、今後の町への地方交付税はどうなるのかとの質問に、地方交付税の内訳は普通交付税が94%で特別交付税が6%の見込みであり、投資的経費に係る交付税額が低下している現状で、今後も交付税額の減少が懸念されることでした。

次に、町ケーブルテレビ事業での告知端末機設置についてであります。

委員から、設置業者が各家への告知端末機設置のため訪問調査をしている際に、機器の納品がおくれているため設置もおくれていると住民に言いわけをしているのは請負業者としておかしいのではないかと。その真意はどの質問に、大量生産のため納品がおくれているのは事実ですが、それを理由に町民におくれているとの言いわけはおかしいので、今後請負業者に対し厳重に注意することでした。

その他として、町コミュニティバス路線の変更（案）に対する試行運転について報告がありました。

これまで旧町から引き継いで運行してきたコミュニティバス路線で、地域や住民の方々からの路線や停留所変更の要望も多く、今回の路線の見直しを検討するための試行運転を来年1月5日から3月末までの毎週金曜日に実施したいとの説明でありました。

委員からは、試行運転の結果を踏まえ、町民の方々の利便性や乗車率向上など総合的見地から最善の路線見直しを図られたいとの要望がありました。

最後に、14日に開催しました委員会では、町総合計画基本構想について審査しました。

提出されました基本構想（案）と参考資料の基本計画（案）の内容については、中能登町総合計画審議会で審議され、町へ答申を受けたものとの執行部からの説明でありました。

今回の議件であります基本構想（案）の内容では、委員全員が大筋で了承されましたが、基本計画（案）の内容で、現実を直視し積極的なまちづくりに取り組むためにも、一部計画や表現の見直しをしてはとの委員からの指摘や発言があり、今後議会とも協議しながら最終的な基本計画の立案を図りたいとの執行部からの申し出もありました。

それでは、審査の結果につきましてご報告いたします。

議案第74号 平成18年度中能登町一般会計補正予算

議案第77号 平成18年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第79号 七尾鹿島広域圏事務組合理約の変更について及び

議案第81号 中能登町総合計画基本構想について

以上の付託議案4件につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決しました。

なお、今回報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で総務常任委員会からの審査結果の報告を終わります。

議長（若狭明彦君） 次に、教育民生常任委員会委員長 宮下為幸君

〔教育民生常任委員長（宮下為幸君）登壇〕

教育民生常任委員長（宮下為幸君） それでは、教育民生常任委員会から審査の結果をご報告いたします。

去る12月8日に、委員7人全員の出席並びに議長の同席のもと委員会を開催しました。

まず午前中には、さきの委員会で視察でき

ませんでした町内の中学校3校並びに小学校2校を視察しました。

午後からは、当委員会に付託を受けました議案4件、請願1件及び9月定例会からの継続審査となっていました請願1件について慎重に審査をいたしました。

審議の過程での委員からの主な発言や要望事項、また執行部からの回答内容についてご報告いたします。

初めに、国民健康保険での保険税滞納者の取り扱いについてであります。

委員からは、悪質な滞納者は除き、本当に困っておられる高齢者や弱者での滞納者に対する検診や保険証発行などの救済措置についての質問があり、町では、住民の健康管理の観点からも検診は対象者全員とし、また、いろいろな事情で苦しい方には短期保険証の発行を行い、対処しているとのことでした。

次に、石川県後期高齢者医療広域連合の設立についてですが、中能登町のように医療額が少なく努力をしている市町村に対し、高額な医療費の市町村と負担金において格差をつけていただくよう今後努力願いたいとの発言がありました。

続きまして、町内のある中学校でありました部活動3日間の禁止措置について、どのような内容であったのかとの委員からの質問に、教育長から、生徒による悪質な内容の落書きがあったため、これを契機に再度部活動や校内の施設利用、また教師の指導方法など生徒も先生も一緒に見詰め直す期間として部活動の一時中止措置を講じたとの校長からの報告を受けた旨の説明がありました。

また、最近、児童や生徒の登下校時の事故や事件も全国的に頻発しているさなか、子供たちが安心して通学できるよう地域の方々が日常的にあいさつや声かけなどを実践するような運動の取り組みを町でもっと推進してほしいとのご意見がありました。

最後に、継続審査となっています請願第3

号の「中能登町立越路小学校の存続を求める」請願につきましては、委員から、中能登町学校統合検討委員会での答申もあったことから、それを踏まえ、さらに慎重に継続審議する必要があるとのご意見がありました。

それでは、審査の結果につきまして次のおりご報告いたします。

審査の結果、

議案第73号 中能登町不妊治療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第74号 平成18年度中能登町一般会計補正予算

議案第75号 平成18年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算及び

議案第80号 石川県後期高齢者医療広域連合の設立について

以上の付託議案4件につきましては、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

続きまして、請願第5号 トンネルじん肺根絶を国に対して求める請願書の請願1件につきましては、全会一致で採択いたしました。

最後に、継続審査となっております請願第3号 「中能登町立越路小学校の存続を求める」請願の採択についての請願1件につきましては、全会一致で継続審査とすることに決定いたしました。

なお、ご報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告のとおりであります。

以上で教育民生常任委員会からの審査報告を終わります。

議長（若狭明彦君） 次に、産業建設常任委員会委員長 甲部昭夫君

〔産業建設常任委員長（甲部昭夫君）登壇〕

産業建設常任委員長（甲部昭夫君） それでは、産業建設常任委員会から審査の報告をいたします。

本定例会から当委員会に付託を受けました

議案3件並びに請願1件につきましては、12月11日、委員7名全員の出席のもと委員会を開催し、提出議案について執行部よりそれぞれ詳細に説明を求め、順次慎重に審査いたしました。

審査の過程での主な内容についてご報告いたします。

初めに、町道C-1号線の道路改良工事についてであります。

今回の補正予算で、平成18年度当初予算で計画していました越路小学校横での暫定取り付け道路につきましては、地域の方々と協議したところ、その計画は取りやめ、新たに越路小学校の裏を通り国道に取りつける計画とたく、その設計などの委託費の補正をお願いしたいとの執行部からの説明でありました。

次に、今年の冬の豪雪による林道倒木被害で処理の補助金についてであります。

執行部からは、林道での倒木処理は基本的に土地所有者の方をお願いしましたが、土地所有者が定かでない場合や遠方などで不在地主で処理できない場合には地域の集落で処理をお願いし、その処理に費やした費用の一部として9集落9路線を補助（70%）するため、補正予算の措置を講じたいとのことでした。

最後に、請願第4号の道路整備促進に関する請願書については、委員から、道路財源の一般財源化がさきの政府閣議において閣議決定されていますが、地方道路の整備はまだ不十分であり、道路財源の確保は必要であるとのご意見がありました。

それでは、審査の結果につきまして次のおりご報告いたします。

審査の結果、

議案第74号 平成18年度中能登町一般会計補正予算

議案第76号 平成18年度中能登町下水道事業特別会計補正予算及び

議案第78号 平成18年度中能登町水道事業  
会計補正予算

以上の議案3件につきましては、いずれも  
全会一致で可決いたしました。

次に、請願第4号 道路整備促進に関する  
請願書の請願1件につきましては、全会一致  
で採択いたしました。

ご報告しました結果につきましては、お手  
元に配付済みの委員会審査報告書のとおりで  
あります。

以上で産業建設常任委員会での審査報告を  
終わります。

議長（若狭明彦君） 以上で各委員会の委  
員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行いま  
す。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 質疑がないようです  
ので、質疑を終結いたします。

#### 討論・採決

議長（若狭明彦君） 日程第5 討論・採  
決

これより、認定第1号から認定第6号まで  
認定6件についての討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ないようでしたら、  
次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ないようでしたら、  
以上で討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

認定第1号から認定第6号まで認定6件に  
ついても採決をいたします。

お諮りします。

本件に対する委員長報告は、全会一致で  
原案のとおり認定であります。本件は委員長  
の報告のとおり認定することにご異議ありま

せんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ご異議なしと認めま  
す。よって、認定第1号から認定第6号まで  
認定6件は原案のとおり認定されました。

議長（若狭明彦君） 次に、議案第73号か  
ら議案第79号まで議案7件についての討論を  
行います。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ないようでしたら、  
次に賛成討論の発言を許します。

10番 武田純一君

〔10番（武田純一君）登壇〕

10番（武田純一君） 議案第73号について  
賛成討論を行います。

この73号は、9月の議会に提出され、質疑  
のときに私が文言の一部訂正をお願いいたし  
ました。それに伴いまして、関係箇所と打ち  
合わせされ、関係の委員会の方で慎重に審議  
され改正されたものでございます。

そのため、私は73号に対して賛成討論を行  
うものでございます。

議長（若狭明彦君） 以上で討論を終結い  
たします。

次に、採決を行います。

議案第73号から議案第79号まで議案7件に  
ついても採決をいたします。

お諮りします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致  
で原案のとおり可決であります。本件は各委  
員長の報告のとおり可決することに異議あり  
ませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ご異議なしと認めま  
す。よって、議案第73号から議案第79号まで  
議案7件は原案のとおり可決されました。

議長（若狭明彦君） 次に、議案第80号に

についての討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

20番 杉本平治君

〔20番（杉本平治君）登壇〕

20番（杉本平治君） それでは、議案第80号に対しまして反対の討論を行います。

議案第80号は、石川県後期高齢者広域連合設立についての議案であります。

昔、うば捨て山という言葉がありました。戦中の中でそういう言葉がよく出されました。広辞苑によりますと、次のような解説をいたしております。姨捨山の棄老伝説によると、周囲から疎外されて老後を送ることになった年寄りのことを指しているそうであります。

今回提出されている議案は、75歳以上の高齢者を医療の面でうば捨て山に捨てるのに等しい条例であることをまず指摘しておきたいと思えます。

今日、75歳以上の方々は昭和の年代では1けたの時代の生まれであります。終戦の年に成年となり、今日まで50年間、政治経済混乱の中で今日の日本の繁栄をもたらした私は人たちであると考えます。

さて、私は提出議案の審議、また一般質問を通じまして執行部に質疑を行ったのでありますが、明確な答えはいただいております。だが、厚労省は2月に方針を発表しているのであります。老人保健法第1条の目的から「健康の保持」が削除されたのであります。そして、医療費の適正化と国民の共同連帯の理念等が追加されたのであります。

次に、医療費の適正化の目的として、後期高齢者の心身の特性にふさわしい診療報酬ということで、これから別立ての診療報酬体系が想定されるのであります。

次に、厚労省は、医療機関以外の在宅でのみとりを現在の2割から4割に引き上げる目標を掲げて終末期の医療給付費を大幅に削減を見込んでいますのであります。

中能登町におきましても、人口の減少、またそれと同時に世帯数は減少でなしに上回って伸びているわけでございます。それは何をあらわしているか。若者と年寄りとが別立って生活している、そういう中能登町の実態を私はあらわしていると思うわけであります。

そういう全国的な厚労省は実態を把握していながら、在宅でのみとりを現在の2割から4割に引き上げる、そういう目標を掲げるといふことに関しまして、私はこれらは本当に疑問に思うわけであります。

今、格差社会というのは大きく論点として上がっております。果たしてこういう時代にお年寄りを自宅でみとられる、そういう世帯が中能登町においても本当にあるのかどうか。私は、そういう点について執行部の方にもぜひとも考えていただきたいと思うわけであります。

また、保険料については広域連合内は均一保険料として厚労省は試算しております。ことしの2007年度の負担率は1割であります。総額1兆1,000億円のうち1割、1人当たり均一といたしますと保険料は年額6万1,000円となるわけであります。

保険料の負担割合は、先ほど申しましたように2008年度と2009年度は1割であります。2年ごとに改定をし、2010年度以降は現役世代の人口がこれも全国的に1.6%減少が見込まれるために、後期高齢者の負担率は10.8%にはね上がるわけであります。

厚労省は、総額で平成19年度以降は総額で1兆6,000億円、1人当たり均一にいたしますと保険料は年額8万5,000円に増加する。現在の考えている1人当たり6万1,000円から8万5,000円に増加するというを厚労省は推計で計算しているのであります。

私は、まさしく高齢者は医療の面ではうば捨て山として疎外されているのではないかと考えております。よく昔から私たちが言われる言葉に、いつかは来た道であり、またこれ

からも行く道であるということがよく言われます。人間はひとしく年を重ねて歩むものがあります。進むのであります。

私は、だれもが安心して利用できる医療制度の確立をあらゆる機会に要望していくことを発言して、反対の討論にかえる次第であります。

議長（若狭明彦君） 次に、賛成討論の発言を許します。

9番 古玉栄治君

〔9番（古玉栄治君）登壇〕

9番（古玉栄治君） 議案第80号 石川県後期高齢者医療広域連合の設立についての賛成討論を行います。

本案は、これまで町が特別会計で運営してきた老人保健制度にかわる制度であり、この制度の設立は財政基盤を強固にするものであり、また高齢者が安心して受診できる保険制度を確立するものであります。

制度の全容は骨格だけで明らかになっていませんが、県下全市全町が加入し、財源は加入市町の負担金と国、県の支出金及び被保険者の保険料をもって運営されます。また、保険料の決定に当たっては、低所得者に対するの配慮も検討されています。

以上、簡単ですが、本案に対して賛成いたします。

議長（若狭明彦君） 以上で討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

議案第80号について採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若狭明彦君） 起立多数です。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

議長（若狭明彦君） 次に、議案第81号について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ないようでしたら、次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ないようでしたら、以上で討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

議案第81号について採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。本件は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

議長（若狭明彦君） 次に、請願第4号について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ないようでしたら、次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ないようでしたら、以上で討論を終結いたします。

次に、請願第4号について採決いたします。

お諮りします。

請願第4号に対する委員長の報告は、採択であります。請願第4号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 異議なしと認めます。よって、請願第4号は採択することに決

定されました。

議長（若狭明彦君） 次に、請願第5号について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ないようでしたら、次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ないようでしたら、以上で討論を終結いたします。

次に、請願第5号について採決いたします。

お諮りします。

請願第5号に対する委員長の報告は、採択であります。請願第5号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 異議なしと認めます。よって、請願第5号は採択することに決定されました。

議長（若狭明彦君） 次に、継続審査となっております請願第3号について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ないようでしたら、次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ないようでしたら、以上で討論を終結いたします。

次に、継続審査となっております請願第3号について採決いたします。

お諮りします。

請願第3号に対する委員長の報告は、継続審査であります。請願第3号を委員長報告のとおり継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 異議なしと認めます。よって、継続審査となっております請願第3号は継続審査とすることに決定されました。

追加日程

議長（若狭明彦君） お諮りします。

ただいま町長より、同意第6号 人権擁護委員候補者の推薦についてが提出されました。

これを日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 異議なしと認めます。

議事日程を配付しますので、暫時休憩いたします。

午後3時30分 休憩

午後3時31分 再開

議長（若狭明彦君） 再開します。

日程第6 同意第6号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 提案理由の説明をさせていただきます。

本日追加提案いたしました同意第6号につきまして、その大要をご説明いたします。

同意第6号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。今回、人権擁護委員候補者として議案の方が最適任者であると信じ、関係法令の規定に基づき議会の同意を求めらるるものであります。

以上、本日追加提案いたしました議案につきその大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては慎重なるご審議の上、適切なるご同意を賜りますようお願いをいたしまして、提案理由の説明を終わります。

議長（若狭明彦君） 町長の提案理由の説明が終わりました。

同意第6号 人権擁護委員候補者の推薦については、人事案件であり、さきに議員各位のご理解を得ておりますので、質疑、討論を省略し、採決を行います。

お諮りします。

同意第6号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 異議なしと認めます。よって、同意第6号は原案のとおり同意することに決定されました。

#### 追加日程

議長（若狭明彦君） お諮りします。

さきに採択されました請願第4号、請願第5号についての意見書が提出されました。

これを日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 異議なしと認めます。

議事日程を配付しますので、暫時休憩いたします。

午後3時34分 休憩

午後3時35分 再開

議長（若狭明彦君） 再開します。

よって、日程第7 発議第4号 道路整備促進に関する意見書及び発議第5号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書を日程に追加し、議題といたします。

発議第4号 道路整備促進に関する意見書について、提出者の説明を求めます。

7番 甲部昭夫君

〔7番（甲部昭夫君）登壇〕

7番（甲部昭夫君） 意見書を読み上げて説明にかえさせていただきます。

道路は、豊かな国民生活や活力ある経済、

社会活動を支える基本的な社会資本である。本県の南北に細長い地理的制約を克服し、広域交流の推進により交流人口の増加を図ることが求められている。また、地域の活性化や豊かな生活を実現するために、優先的に整備すべき課題である。

中能登町まちづくり計画の基本理念「ふるさと ふれあい 心を育む 中能登町」を実現するため、また、熱望する地域の声を反映させるため、道路整備をより一層推進しなければならない。

したがって国におかれては、地方における道路事情を深く認識され、次の事項について、特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1、国土の均衡ある発展と活力ある地域づくりを一層推進するため、高規格幹線道路や国道、県道から市町村道に至る、体系的な道路網の整備並びに快適な道路環境づくりを推進すること。

2、道路特定財源の用途については、受益者負担の原則にのっとり、かつ、地方における道路整備に関するニーズは依然として高いことに鑑み、すべてを道路整備の促進に充てること。

3、安全で安心な生活の確保や経済活動の発展を支えるため、地方部の遅れた道路の整備等を計画的に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

議長（若狭明彦君） 説明が終わりました。

発議第4号について質疑を行います。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ないようですので、  
討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

発議第4号を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ご異議なしと認めます。よって、発議第4号 道路整備促進に関する意見書は可決されました。

議長（若狭明彦君） 次に、発議第5号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書について、提出者の説明を求めます。

4番 宮下為幸君

〔4番（宮下為幸君）登壇〕

4番（宮下為幸君） 意見書を朗読し、説明にかえさせていただきます。

トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書。

国民が豊かで健全な社会生活を営むうえで、安定した就業の場と安全で健康的な職場環境が求められており、極めて重要です。

じん肺は、最古にして現在もなお最大の被災者を出し続けている不治の職業病といわれ、炭鉱や金属鉱山、造船等の職場にて多発し、特にトンネル建設工事業においては、未だに社会問題になっている状況にあります。

こうした中、全国11地裁において審理が進められてきたトンネルじん肺根絶訴訟の中で、東京地裁・熊本地裁・仙台地裁において、いずれも「国の規制権限行使業務」の不行使を違法とする司法判断が示されました。

トンネルじん肺は、そのほとんどが公共工事によって発生した職業病であることなどから、早急に解決を図るべき重要な問題です。

よって、政府においては、東京・熊本・仙台の三地裁判決を真摯に受け止め、これ以上訴訟に及ばず、また、発注者および施工者に対する適切な指導を行なうとともに、次の事項を含めたトンネルじん肺の抜本的な対策を

早急に講じられるよう強く要求します。

1、トンネル建設工事において、定期的な粉じん測定及び測定結果の評価を義務づけること。

2、トンネル建設工事において、坑内労働者が粉じん暴露される時間を短縮・規制すること。

3、公共工事によって発生するトンネルじん肺被害者の早期救済を図るため「トンネルじん肺補償基金制度」を早急に創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年12月15日

中能登町議会

議長（若狭明彦君） 説明が終わりました。

発議第5号について質疑を行います。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ないようですので、討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

発議第5号を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ご異議なしと認めます。よって、発議第5号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書は可決されました。

閉会中の継続調査

議長（若狭明彦君） 日程第8 閉会中の継続調査

閉会中の継続調査についてを議題といたし

ます。

ただいま議会運営委員長及び総務常任委員長、教育民生常任委員長、産業建設常任委員長から、会議規則第75条の規定により、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査、各常任委員会の閉会中の所管事務調査のため、閉会会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉議・閉会

議長（若狭明彦君） 以上で、本議会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもって平成18年第9回中能登町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時46分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 若 狭 明 彦

署名議員 西 村 秀 博

署名議員 坂 井 幸 雄